



横浜市信用保証協会の現況  
DISCLOSURE  
2022



# 目次

● ご挨拶	2
● プロフィール	3
● コンプライアンス	6
● 個人情報保護宣言	7
● 事業計画・評価	8
● 信用保証制度のご案内	18
● ライフステージに応じた支援	21
● トピックス	23
● 主な保証制度	25
● 信用保証の動向	27
● 社会貢献活動	33
● SDGsに関する取組み	35
● 経営支援の取組み	37
● 広報活動	38
● 令和3年度決算	39
● ご相談窓口のご案内	44

## 当協会の記章（マーク）について



記章（マーク）

英字のG（GUARANTEE [保証]）をモチーフとして、  
その中に三つの楕円が接した形状で構成しています。  
この三つの楕円は信用保証協会の存在を表しています。

- 1つ目の楕円は中小企業
- 2つ目の楕円は金融機関
- 3つ目の楕円は当協会

この楕円が結び合い、関連性や融合性を深めています。  
この三つの楕円の形状を英字のY（横浜YOKOHAMA）としています。  
記章（マーク）全体は曲線部分を多くとり入れ、柔軟性と優しさを  
表現しています。  
色（カラー）は、みなと横浜のイメージにあったブルーを基調とし、  
さわやかさを強調しています。



横浜市信用保証協会  
会長 横山 日出夫

平素より、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度も、当協会の事業実績や経営計画等をまとめた「横浜市信用保証協会の現況 DISCLOSURE 2022」を作成いたしました。ご高覧いただき、当協会の取組みについてご理解を深めていただくとともに、忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いに存じます。私どものビジョンや具体的なアクションを少しでも知っていただくことで、市内事業者の皆さまへの支援強化に向けて、関係機関の皆さまとの更なる連携に繋がればと期待しております。

さて、令和3年度は、東京オリンピック・パラリンピックなどの明るい話題もございましたが、新型コロナウイルス感染症との戦いと共存方法の模索に奔走する中、ウクライナ侵攻によって先行きへの不安に追い打ちをかけられた1年でもございました。

当協会では、市内事業者の皆さまのお力になれるよう、国や横浜市などの政策保証を活用した資金繰り支援、並びに経営課題の解決に向けた経営支援に全力で取り組んでまいりました。また、営業部を経営支援部に改組するとともに経営支援室を創設し、市内事業者の皆さまのライフステージに応じてきめ細かく対応できるよう組織体制の充実を図ったところでございます。

この間の金融機関並びに関係機関の皆さまのお力添えに対し、改めて心より感謝申し上げます。

この先、新たな変異株の発生リスクをはじめ、ウクライナ情勢や急激な円安の影響等による資源・原材料の高騰など、依然として厳しい経営環境が続くことが懸念されます。当協会としましては、資金繰り支援をはじめ、持続可能な経営や新しい時代に適合した成長を後押しできますよう、引き続き関係機関の皆さまと連携し、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

また、私ども協会自身も、更なる経営効率化と市内事業者の皆さまの利便性向上を図るため、昨年と同様、プロジェクトチーム方式によりDXの推進に積極的に取り組むほか、去る1月に行った「SDGs宣言」に基づき、市内事業者の皆さまとともに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

当協会のイメージキャラクターである「ハマ福」も就任から1年を経過しました。駅（日本大通り、横浜、新横浜、上大岡）の広告看板をはじめ、「ハマ福」にはより一層頑張ってもらおうと考えています。これからも皆さまに親しまれ信頼される協会を目指し、市内事業者の皆さまに寄り添い、横浜経済の発展のため、そして経営者・従業員・ご家族の皆さまの幸せのため、役職員一同、全力を尽くして取り組んでまいります。

引き続きのご支援、お力添えを賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

令和4年7月

# プロフィール

横浜市信用保証協会は、第2次世界大戦で荒廃した国土復興の槌音が高まる中、横浜市が中心となって、金融機関、商工会議所、商工組合中央会、業者団体等の協力を得て、全国で4番目、戦後最初の信用保証協会として発足しました。

創 立	昭和22年11月29日
人 格	信用保証協会法に基づく法人
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。（定款第1条）
基 本 財 産	269億円（令和4年3月31日現在）
保証債務残高	44,014件、6,431億円（同上）
利用企業者数	25,619者（同上）
事 務 所	本 所 中区山下町22 山下町SSKビル9階、10階 北部支所 港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階 西部支所 西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階 南部支所 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階
役 職 員 数	96名（令和4年4月1日現在）

## ● 経営理念

中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図り、地域経済や社会の発展に貢献するとともに、日々の業務を遂行するにあたり、関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、真に信頼される協会の運営を目指します。

## ● 役割

信用保証協会法に基づき設立された認可法人で、中小企業・小規模事業者の皆様がお借入をするときの「公的な保証人」となり、事業資金の調達をスムーズにする役割を担い、横浜市内約25,000企業の皆様にご利用いただいています。

以下の経営ビジョンのもと、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』していきます。

### 経営ビジョン

私たちは、信用保証と経営支援を通じて  
中小企業の「明日」を応援し  
横浜経済の活力ある発展に貢献します。



## 沿革

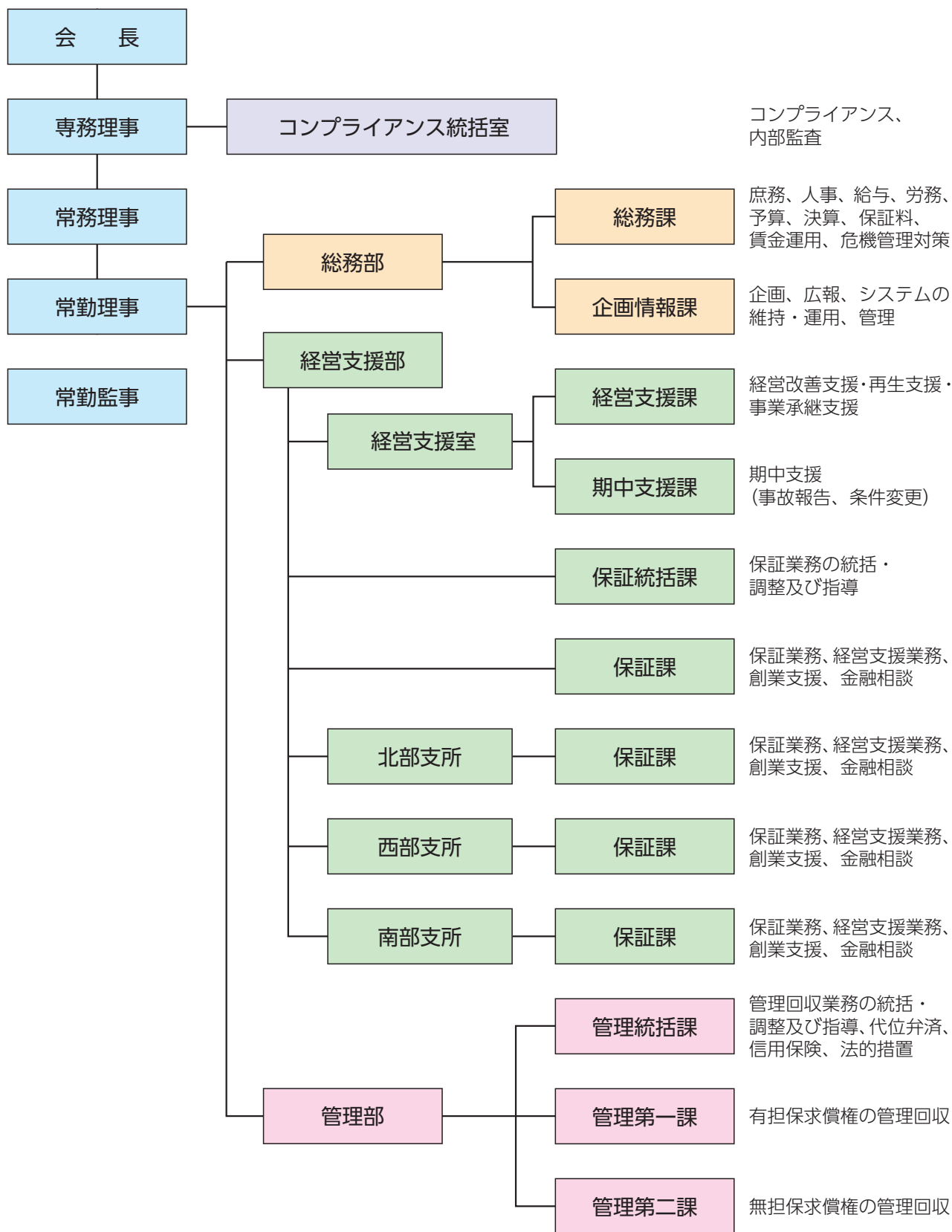
昭和22年11月29日	社団法人横浜信用保証協会設立
昭和24年10月21日	財団法人横浜信用保証協会に変更
昭和29年10月11日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和29年11月1日	横浜市信用保証協会設立登記
昭和40年9月1日	鶴見支所開設
昭和41年4月1日	南連絡所開設
昭和45年9月1日	保土ヶ谷連絡所開設
昭和47年4月1日	神奈川連絡所開設
昭和52年6月1日	神奈川連絡所と保土ヶ谷連絡所を統合し西部支所を開設
昭和54年4月1日	南連絡所を南部支所に昇格
平成22年7月20日	鶴見支所を移転し、北部支所として開設
平成27年5月7日	西部支所を移転

## 役員構成

役職名	氏名	備考	
会長	横山 日出夫	常勤	前 横浜市財政局長
専務理事	中嶋 章夫	常勤	前 横浜市信用保証協会 常勤理事兼総務部長
常務理事	宇都木 朗	常勤	前 横浜市総務局危機管理室長
常勤理事	西村 一朗	常勤	前 横浜市信用保証協会 常勤理事兼営業部長
理事	大前 茂	非常勤	横浜信用金庫 理事長
理事	大久保 千行	非常勤	横浜商工会議所 副会頭
理事	石川 清貴	非常勤	一般社団法人 横浜市商店街総連合会 会長
理事	平沼 義幸	非常勤	一般社団法人 横浜銀行協会 専務理事
理事	三村 智之	非常勤	株式会社 神奈川銀行 取締役会長
理事	星崎 雅代	非常勤	横浜市 経済局長
理事	木戸口 昌己	非常勤	株式会社 商工組合中央金庫 執行役員 神奈川営業部長 (横浜支店長 兼 川崎支店長 兼 横浜西口支店長)
理事	新井 英輔	非常勤	公益社団法人 横浜貿易協会 会長
理事	加藤 卓郎	非常勤	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
常勤監事	前田 健	常勤	前 横浜市信用保証協会 管理部長
監事	猪鼻 久義	非常勤	公認会計士・税理士

(令和4年7月1日現在)

## ● 組織図



(令和4年7月1日現在)

# コンプライアンス

当協会では、「横浜市信用保証協会倫理憲章」を制定するとともに、コンプライアンス経営を構築するため、「コンプライアンス体制」を整えて、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。

## ● 横浜市信用保証協会倫理憲章

### 信用保証協会の公共性と社会的責任

- ・信用保証協会の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任の原則に基づく健全な業務運営を通じて、揺るぎない信頼の確立を図ります。

### 質の高い信用保証サービス

- ・中小企業者や社会のニーズに的確に応えるため、一層、高度な専門的知識の吸収に努めるとともに、俊敏な行動力を発揮し、質の高い「信用保証」サービスを提供することにより、地域経済の発展に貢献します。

### 法令やルールの厳格な遵守

- ・あらゆる法令を厳格に遵守し、社会的規範に反することのない誠実、かつ公正な企業活動を遂行します。

### 反社会的勢力(不当要求行為)との対決

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(不当要求行為)とは、断固として対決します。

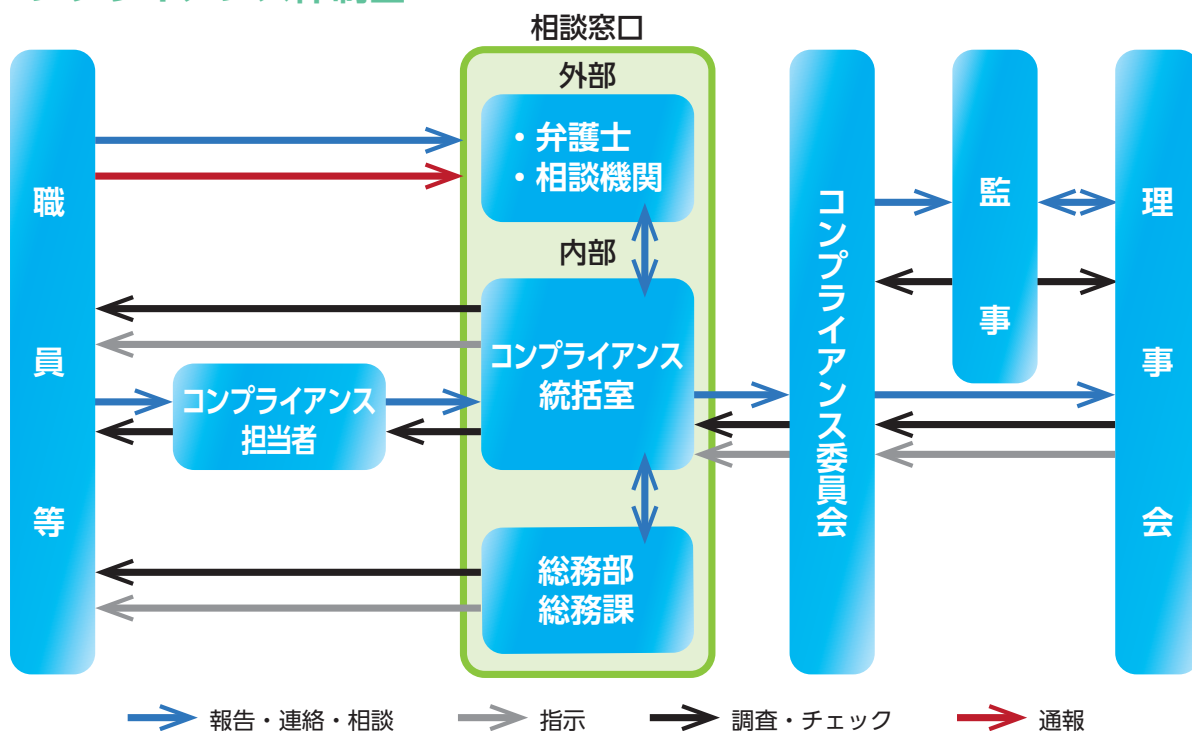
### 地域社会に対する貢献

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

### 誠実な職務の遂行

- ・日々の業務の遂行にあたっては、常にお客さまの立場にたって、誠実、かつ親切に対応します。

## ● コンプライアンス体制図



# 個人情報保護宣言

業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等をさせていただきますが、お客さまの個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めています。

## 1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱います。

## 2. 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表していますのでご覧ください。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

## 3. 個人データの適正管理

お客さまの個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客さまの個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## 6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は当協会窓口(または郵送)に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口(または郵送)に持参(または郵送)ください。

個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額(1件につき300円)をいただきます。

## 7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。

お客さまの個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。

お客さまの個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

6. 7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.(3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

## 8. 質問・苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## 9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 〒231-8505  
横浜市中央区山下町22 山下町SKKビル9階  
電話番号 045-662-6622  
担当部署 総務部総務課



# 事業計画・評価

## ● 中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

横浜市信用保証協会は、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』をスローガンに、国および横浜市の中  
小企業振興施策を踏まえ、信用保証と経営支援を通じて  
横浜市内の中小企業・小規模事業者(以下「市内事業者」)  
の金融の円滑化、経営の改善発達に貢献し、市内事業者  
の良きパートナーとなることを目指すとともに、コロナ  
禍で顕在化した非対面かつ迅速な手続きの重要性を踏ま  
え、デジタル技術を活用した既存業務の変革にも取組ん  
でまいります。

以上を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3か  
年における業務上の基本方針について、次に掲げる事  
項を主要項目として取組むとともに、年度ごとに実施状  
況を検証しながら実効性を高めていくこととします。

### 1) 政策保証の活用および金融機関との連携による資金繰り支援

国や横浜市の中小企業振興施策に基づく政策保証  
を活用して、市内事業者の成長・持続的発展、危機  
時における事業継続を資金面で支援するとともに、  
金融機関と連携して個別の市内事業者に関する事業  
状況や金融機関の支援方針などを共有することで迅  
速な資金繰り支援に繋げてまいります。

### 2) 地方創生への貢献を果たすための取組み

横浜経済の担い手である市内事業者の減少を食い  
止めるためにも、創業者および事業承継局面にある  
市内事業者を資金面で支援します。創業者に対して  
は創業期を乗り越えるための支援も行い、事業承継  
が課題となっている市内事業者に対しては円滑な事  
業承継に向けた資金面での支援を行うことで、市内  
事業者の成長または持続的な発展をサポートします。

### 3) 伴走型経営支援の実施

企業訪問を通じて市内事業者が抱える課題の共有  
に努めるとともに、金融機関および中小企業支援機  
関と連携し、ライフステージに応じた経営支援によ  
り市内事業者の経営課題の解決に向けて取組みます。  
経営支援にあたっては「信用保証協会中小企業・小規  
模事業者経営支援強化促進補助金」を活用して外部専  
門家派遣などを実施し、市内事業者の持続的な経営  
改善・生産性向上のため、金融支援も含めて伴走型  
で取組みます。また、当協会の実施している経営支  
援の取組みに関する定量的な効果検証に向けた試行・  
準備も行ってまいります。

### 4) 中小企業支援機関等との連携

市内事業者の様々なライフステージにおいて直面す  
る個別の課題を的確に捉え、課題解決のために必要  
なノウハウを持つ中小企業支援機関等と連携します。

### 5) 期中管理の強化

当協会を利用している市内事業者の業績悪化の兆  
候を金融機関と連携して早期に把握し、経営支援な  
どのニーズを探ったうえで経営改善できるように取  
組めます。

6) 事業継続計画の実効性の確保と危機管理態勢の強化  
役職員に対し事業継続計画の周知・徹底を図ると  
ともに、自然災害等が発生した場合においても事業  
継続計画に基づき実際に行動できるように訓練を実  
施して事業継続計画をより実効性のあるものとしま  
す。また、自然災害の発生や感染症拡大など、非常  
時においても業務運営に支障を来すことがないよう  
に危機管理態勢を強化します。

### 7) 組織力の向上

市内事業者の資金調達や経営支援などの多様な  
ニーズにこたえていくため、職員一人ひとりの業務能  
力を高めるとともに、協会内外の知見・見識や人的  
ネットワーク構築の機会を広げていくことにより、  
視野の広い協会職員を育成してまいります。  
また、業務の効率化・合理化などを通じてワーク  
ライフバランスと健康経営を推進し、協会全体の力  
を向上させます。

### 8) コンプライアンス意識の向上

公的な保証機関として公益的使命および社会的責  
任を果たしていくため、コンプライアンスプログラ  
ムに基づく活動などを通じて役職員のコンプライア  
ンス意識を高めます。

### 9) ガバナンス態勢の充実

経営の透明性を確保していくとともに、定期的な  
内部監査などを通じてガバナンス態勢を充実させ、  
日々の業務の適切な運営・管理を確保します。

### 10) 反社会的勢力排除に向けた取組みの徹底

反社会的勢力に関するデータベースの充実に取組  
むとともに、「信用保証協会向けの総合的な監督指針」  
において求められている一元的な情報管理や組織と  
しての対応に取組みます。また、神奈川県警察本部  
や神奈川県弁護士会との連携等により、反社会的勢  
力等との関係遮断を徹底します。

### 11) 基幹システムの安定運用

業務の基幹となる保証協会共同システムの安定運  
用に継続的に取組むとともに、コロナ禍で顕在化し  
た非対面かつ迅速な手続きの重要性を踏まえ、業務  
の電子化などを推進してまいります。

### 12) 広報活動の充実

国や横浜市による政策保証を活用した市内事業者  
への資金繰り支援策や各種支援策などを迅速に且つ  
広く周知する必要があることから、ホームページや  
LINE等の各種媒体を活用するとともに、マスメディ  
アにも積極的に情報を提供するなど、市内事業者に  
有益な情報を適時に発信して市内事業者の経営を情  
報面で支援します。

### 13) 地域社会への貢献

当協会をご利用いただいている市内事業者や地域  
に支えられている存在であることを改めて認識し、  
地域社会に貢献できる活動に様々な形で取組みます。

ご挨拶

プロフィール

コンプライアンス

個人情報  
保護宣言

事業計画・  
評価

信用保証制度の  
ご案内

ライフステー  
ジに応じた支  
援

トピックス

主な保証制  
度

信用保証の  
動向

社会貢献活  
動

SDGsに  
関する取組  
み

経営支援の  
取組み

広報活動

令和3年度  
決算

相談窓口の  
ご案内

ご挨拶
プロフィール
コンプライアンス
個人情報保護宣言
事業計画・評価
信用保証制度のご案内
ライフステージに応じた支援
トピックス
主な保証制度
信用保証の動向
社会貢献活動
SDGsに関する取組み
経営支援の取組み
広報活動
令和3年度決算
ご相談窓口のご案内

## ● 経営計画(令和4年度)

### 1. 業務環境

#### (1) 横浜市の景気動向

令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響による「緊急事態宣言」の発出から始まり経済環境は引き続き厳しい状況にありましたが、新型コロナウイルスワクチンの普及や東京オリンピック・パラリンピックの開催等により、持ち直しの動きが見られました。また、「新型コロナウイルス緊急経済対策」の政策効果もあり、企業倒産件数は過去20年で最少に留まりました。

横浜市内においても同様の傾向にあり、「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」の繰り返しにより経済は疲弊した状況が継続したものの、総じて令和2年より経済に回復の兆しが見えましたが、一方でオミクロン型変異株の感染急拡大による再度の「まん延防止等重点措置」の実施や原油等資源価格の高騰、機械部品等の供給不足により経済回復に水を差される状況になっており、さらには市内推計人口が戦後初めて減少に転じるなど先行きについては不透明感が増しています。

#### (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症の収束は見通せない状況にあるものの、企業の外部資金の調達環境は過去の景気悪化局面と比べて総じて緩和的な状態が維持されていますが、令和3年の神奈川県内新型コロナウイルス関連倒産は110件判明し、令和2年の43件から約2.5倍に増加しています(帝国データバンク「神奈川県企業倒産集計2021年報」)。また、資金繰り判断DIは中小企業のみが低下(日本銀行「短観2021年12月」)しており、加えて、世界的な経済活動回復に伴い原油等資源価格の高騰、機械部品等の供給不足などの新たな問題が発生していることや、消費者物価指数の上昇による持続的なインフレ圧力など、経済について不安定な情勢が続くことが予想され、中小企業・小規模事業者にとって厳しい環境にあります。

また、神奈川県の後継者不在率は70.4%と関東で最高(帝国データバンク「神奈川県後継者不在率動向調査(2021年)」)となっており、依然として事業承継は神奈川県内企業の課題となっています。一方で、SDGsに積極的な企業は40.8%と1年で倍増(帝国データバンク「SDGsに関する神奈川県内企業の意識調査(2021年)」)しており、機械投資やデジタル関連投資、脱炭素化関連の研究開発投資などを中心とした設備投資増加が期待されます。

### 2. 業務運営方針

横浜市信用保証協会は、国や横浜市の中小企業振興施策を踏まえながら政策保証を活用した資金繰り支援、ならびに経営支援に取り組めます。また、令和4年度は特に新型コロナウイルス感染症の影響を引き続き受ける横浜市内の中小企業・小規模事業者(以下「市内事業者」)の金融の円滑化、経営の改善発達に貢献することとし、各部門の業務運営方針を次のとおりとしました。

#### (1) 保証部門

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油等資源価格の高騰、機械部品等の供給不足、円安、人手不足などが複合的に影響を与える状況の中で、市内事業者にとってはデジタル化やSDGs等新たな分野への対応とともに、本業回復を早期実現することが業種を問わず共通の課題となっています。引き続き金融機関と連携し、市内事業者の事業状況、支援方針を共有することで、経営に支障を来している市内事業者の資金繰り支援に繋げるとともに、生産性向上や経営改善、新分野への参入、業態変更などの資金ニーズにも柔軟に対応し、新しい時代に適合した成長を積極的に後押ししていきます。

また、経済・社会構造の変化、および経営者の高齢化に伴い市内事業者は年々減少を続けている状況において、新たな地域の担い手を創出するために、創業者および事業承継局面にある市内事業者を支援し、市内経済の活性化に向けた取組みを実施していきます。

併せて、「お客さま本位」の考えに立ち、新型コロナウイルス感染症の影響等により課題を抱える市内事業者に寄り添った対応を実施していきます。

#### (2) 経営支援・期中管理部門

経営支援部門においては、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、新常態(ニューノーマル)も見据え、個別企業の実態やライフステージに応じた経営支援に取り組んでいきます。また、実効性のある経営支援を行うため、金融機関および中小企業支援機関等との連携を強化するとともに、経営支援に対する認知度向上に努めていきます。

期中管理部門においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者等の返済軽減または元金据置(以下「返済軽減等」)に柔軟に対応します。また、金融機関と連携して個別企業の早期実態把握に努め、返済軽減等をしている先について経営支援部門と連携した経営改善支援に取り組めます。

### (3) その他間接部門

公的な保証機関として公益的使命および社会的責任を果たしていくため、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中においても、事業継続計画（BCP）に基づき、引き続き役職員の感染防止対策などを講じるにより持続可能な業務運営に取組みます。また組織力の強化に向け、役職員のコンプライアンスの推進、経営の透明性の確保、反社会的勢力の排除に継続的に取り組むとともに、職員一人ひとりが能力を発揮することができる人材の育成および働きやすい職場環境づくりに取組みます。

さらに、デジタル技術を活用した利便性向上や業務効率化を一層推進していくことに加え、SDGsに資する取組みを通じて地域社会に貢献するための様々な活動に取り組んでいきます。

## 3. 具体的な課題および課題解決のための方策

### (1) 金融機関等との連携による市内事業者の事業継続に向けた資金繰り支援

- ①国、横浜市が行う伴走支援保証制度やSDGsよこはま資金をはじめとする政策保証の推進、個別企業の状況に即した資金調達を支援し、新しい時代に適合した成長を後押しします。
- ②階層別（役員、統括部門、保証窓口）に金融機関との対話を通じた連携を継続します。
- ③横浜市、中小企業支援機関、各種業界団体等との連携を通じて市内事業者へ保証制度を周知します。

### (2) 地方創生への貢献を果たすため、新たな地域の担い手創出に向けた支援

- ①金融機関や中小企業支援団体による創業セミナー・研修会等を通じて創業保証制度を周知することにより、コロナ禍における創業者の資金調達が支援します。また、創業保証利用後のフォローアップを実施することなどにより、事業が軌道に乗るまでに課題を抱えている市内事業者を支援します。
- ②経営者保証が支障となり、事業承継が進まない市内事業者に対し、事業承継保証制度を活用して円滑な事業承継を支援します。

### (3) 「お客さま本位」の業務運営

休日や夜間における相談会を開催する等、新型コロナウイルス感染症等の影響で課題を抱える市内事業者に寄り添った取組みを実施していきます。

### (4) 市内事業者の課題に応じた経営支援の取組み

- ①保証部門と連携して新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への訪問等により経営支援メニューの紹介を行い、抱えている経営課題を確認したうえで「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営支援に取組みます。
- ②市内事業者の事業承継への取組み状況や課題を確認するとともに、専門家や「事業承継・引継ぎ支援センター」等との連携により円滑な事業承継を後押しします。
- ③当協会の経営支援メニューや経営改善に繋がったベストプラクティス（経営支援好事例）等を市内事業者や金融機関等に情報発信や周知等を行うことにより経営支援に対する認知度向上に努め、潜在的な経営支援ニーズを掘り起こしていきます。
- ④経営支援の取組みに関する定量的・定性的な効果検証を行い、より効果的な経営支援に繋げていきます。

### (5) 外部支援機関と連携した経営支援の取組み

- ①市内事業者の様々な経営課題の解決に向けた支援のために、かながわ企業支援ネットワークに加え、市内の中小企業支援機関7者が連携する横浜市小規模事業者支援関係機関情報共有会議において情報共有を図るとともに、各々の得意分野を生かした連携支援を行います。
- ②市内事業者の情報を金融機関と共有し、経営支援を必要とする市内事業者へ実効性のある支援に取組みます。
- ③事業再生や事業再構築が必要な市内事業者について、神奈川県中小企業再生支援協議会や金融機関等と連携し、個別企業の実情に応じた事業再生支援に取組みます。

### (6) 効率的な期中管理の取組み

- ①延滞初期段階の先に対して、金融機関を通じて早期に実態を把握し延滞解消等正常化に努めます。
- ②分割返済不履行等の事由により事故報告書を受領した先については、速やかに実態を把握し期中管理方針を定めます。また、事故報告書を受領した先や返済軽減等を行った条件変更先に対して経営支援メニューを紹介して経営課題の解決に繋がります。
- ③代位弁済が避けられない先については回収部門と連携して適時に債権保全措置を行い、早期かつ効率的な回収に繋がります。

## (7) 持続可能な業務態勢の強化

- ①職員とその家族の新型コロナウイルス感染を防止するため、国の方針等に従い対策を迅速かつ着実に実施し、持続可能な業務態勢をつくります。
- ②自然災害等の緊急事態発生時に備え、危機管理態勢を強化します。

## (8) コンプライアンスの推進

コンプライアンスプログラムに基づく活動の実施およびコンプライアンス・マニュアル内容の浸透により、役職員のコンプライアンスの推進を図るとともに、内部研修や外部相談窓口などを通じてハラスメントのない職場環境の整備に向けて取組みます。

## (9) ガバナンスの推進

- ①ガバナンス態勢を充実させるために、経営会議や諸会議を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況の管理と必要な指示を行うとともに、常勤役員会において重要事項の審議等を行い、適正なリスク管理に取組みます。
- ②内部監査を計画的に実施し、適正な業務運営の推進を図ります。

## (10) 反社会的勢力排除に向けた取組みの継続

- ①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力排除に向けた取組みを継続します。
- ②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図ります。

## (11) 組織力の強化に向けた人材の育成

人材育成基本方針に基づき、経営ビジョンや基本戦略の着実な実行に向けて職員の育成を継続し、組織力の強化に繋がります。

## (12) 働きやすい職場環境づくりの推進

- ①ワークライフバランスを推進するため、出勤時間の選択等により働き方の更なる多様化を実現するとともに、超過勤務時間の削減や休暇取得の促進に向けた取組みを継続します。
- ②職員の健康を重要な経営資源と捉え、職員の「心と身体」の健康を推進するとともに、職員間のコミュニケーションを高めながら、より活き活きと

仕事ができる職場環境づくりに努めます。

## (13) 基幹システムの安定運用とデジタル化の推進

- ①ハードウェアの更改、システムの保守・改善、災害対策訓練などを通じて基幹システムの安定運用に努め、確実な業務運営に繋がります。
- ②定型業務へのRPA導入や保管書類の電子化の検討を行い、デジタル技術を活用した業務の効率化に取組みます。
- ③市内事業者や金融機関の利便性向上のため、引き続き信用保証書の電子化の推進に取組むとともに、全国信用保証協会連合会が主体となり検討している保証申込手続きの電子化にも対応していきます。

## (14) 広報の充実

引き続き当協会のイメージキャラクターである「ハマ福」を積極的に活用しながら、ホームページやLINEなど各種媒体を通じて、市内事業者や金融機関等関係機関にとって有益な情報を分かり易く伝えることに努めます。

## (15) SDGsおよびCSRの推進

- ①国が選定した「SDGs未来都市・横浜」の一員として持続可能な社会を実現するため、発刊物の作成にあたり環境に配慮した素材を使用することやSDGs債への投資などに取組みます。
- ②当協会の社会的責任を果たすため、ボランティア活動や地域社会の貢献に繋がる活動に取組みます。

## 4. 事業計画

令和4年度の保証承諾等の主要業務数値(見直し)は以下のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	1,000億円	90.9%
保証債務残高	5,855億円	103.8%
代位弁済	105億円	128.0%
回収	16億円	106.7%

## ● 経営計画(令和3年度)の評価

当協会は、中小企業・小規模事業者に対し、公的機関として「信用保証」を通じて金融の円滑化を図るとともに、「経営支援」を通じて経営基盤の強化に寄与することで、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展のために尽力してきました。

経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果を公表することとしています。

令和3年度の経営計画に対する実績評価は以下の通りです。なお、実績評価につきましては、大学理事、弁護士、税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

### 重点課題への取組み状況

令和3年度の重点課題として掲げた項目への取組み状況は、以下の通りです。

#### 1) 金融機関等と連携した事業継続支援

##### ①国や横浜市による政策保証を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者が「新常態(ニューノーマル)」に対応するための資金調達を支援し、事業継続を後押しする。

金融機関による継続的な伴走支援を受けながら経営改善を図ることが特徴の「新型コロナウイルス伴走支援特別資金」を中心とした政策保証のチラシを作成し、各保証窓口でのご案内時や業務説明会等での情報提供の機会を活用し周知を進めました。特に令和3年度は新たな取組みとして、横浜市が市内18区で開催したコロナ禍に対応する支援策のセミナー内で保証制度の周知を図ることができました。

また、特にコロナ禍の影響を強く受ける飲食業者の支援のために、保証料負担がゼロである「新型コロナウイルス経済変動対応資金(飲食業特別)」については、横浜中華街発展会を通じてチラシを配布し利用促進を図りました。

さらには、コロナ禍の影響により実施を見合わせていた金融機関への感謝状贈呈を再開し、金融機関による伴走型支援の実施を後押しするとともに、引き続き創業や事業承継に積極的に取組み金融機関の利用促進に努めました。

このような取組みを通じて、横浜市内の中小企業・小規模事業者(以下「市内事業者」)の新常態に対応するための資金調達、事業継続に貢献することができたと評価しています。

##### ②各階層(役員、統括部門、保証窓口)による金融機関との対話を通じて連携を強化する。

四半期ごとに役員や統括部門が主要金融機関本部へ訪問しコミュニケーションを図るとともに、保証担当者が金融機関に訪問しコロナ禍で大幅に減少した金融機関担当者との接点を増やすことで、人的な関係性の構築を図ることができました。加えて金融機関の本店統括部門向けにアンケートを実施することで、金融機関の業務運営方針の確認を行い、次年度の計画策定時の参考としました。

コロナ禍において一部訪問が困難な時期もあり

ましたが、横浜信用金庫を中心にWEBを活用した相談会や業務説明会を実施したことで、効率的な対話を実施することができました。

##### ③経営者保証に関するガイドラインの趣旨を金融機関と共有し、経営者保証を不要とする取組みに適切に対応する。

経営者保証を付さない保証承諾件数は177件となり、全体の2.5%(前年度実績7.2%)となりました。(公財)神奈川産業振興センターの経営者保証コーディネーターを同席のうえ金融機関を訪問し、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を共有するとともに、経営者保証に依存しない保証制度の周知を図り利用を促進しました。

一方で、横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金(実質無利子・無担保融資)の終了とともに、同制度による経営者保証免除対応が終了したことに伴い、前年度実績を下回る結果となりました。

また、代表者交代時における経営者保証の取扱いについては、「経営者保証に関するガイドラインの特則」に基づき、経営者保証を二重徴求しない取扱いについて年度を通じて実施することができました。

##### ④金融機関と融資取引のない市内事業者や創業予定者などの金融へのアクセス向上および金融の円滑化のため、金融機関紹介に取組む。

資金需要の回復を見越して金融機関紹介のチラシを新規に作成し各保証窓口に配架することで金融機関紹介の周知を図りましたが、年度を通じて新規の借入に向けた相談ニーズが低調であったことに加え、政府系金融機関においては新型コロナウイルス感染症特別貸付の取扱いを延長したこと等の外部環境も影響し、8件(前年度実績9件)の紹介となりました。

##### ⑤横浜市、中小企業支援機関、各種業者団体など対話を通じて連携し、事業資金を必要とする市内事業者に保証制度等を周知する。

令和3年度より市内各法人会や青色申告会との連携を開始しました。具体的には、新設法人説明会に参加し保証制度の説明を実施することや、地域の特徴やニーズを確認し機関誌への保証制度チラシの挟込み、さらには(公社)中法人会発刊の機関誌「中法ニュース」に当協会紹介記事の掲載をすることなどの取組みを行いました。加えて、法人会のホームページ上に当協会のチラシ掲載および当協会ホームページリンクを設定することなどを通じて、周知活動を実施することができました。

また、引き続き横浜市立図書館で実施している期間展示について、従来の「創業」に「事業承継」を加えた2つのテーマにすることで、より事業者のライフステージを意識した取組みに変更して実施しました。(10図書館にて11回)

加えて、令和3年12月より当協会の中小企業診断士による事業者向けの経営相談会を市内事業者の利便性を考慮して土曜日に開催しました。それにより、毎月1回の計4回で6件の相談に対応することができました。

ご挨拶
プロフィール
コンプライアンス
個人情報保護宣言
事業計画・評価
信用保証制度のご案内
ライブラリーに 応じた支援
トピックス
主な保証制度
信用保証の 動向
社会貢献活動
SDGに 関する取組み
経営支援の 取組み
広報活動
令和3年度 決算
相談窓口の ご案内

## 2) 地方創生に向けた支援

### ① 創業者に対して創業保証制度を活用して資金調達を支援するとともに、創業後に経営課題を抱えている市内事業者に対しては課題解決に向けた支援を行う。

横浜市中小企業融資制度の「創業おうえん資金」を利用する方向けに、横浜市による「保証料助成」に加え、当協会にて「保証料割引」をすることで、資金調達面で創業を後押ししました。創業保証後訪問を各保証窓口にて実施することで、創業保証後の経営課題を早期に発見し、創業後間もなくの不安定な時期を乗り越えるよう支援することができたと評価しています。

### ② 事業承継において経営者保証に課題を抱えている市内事業者に対し、事業承継特別保証制度を活用して円滑な事業承継を支援する。

経営者保証コーディネーターと連携した金融機関への訪問により事業承継特別保証制度の周知を図ることや、事業承継訪問リストを活用して事業承継に課題を抱える市内事業者とのヒアリングと解決に向けて訪問し、事業承継特別保証制度の利用は9件となりました。

一方で、経営支援課の職員を講師として事業承継訪問を行う際のノウハウを共有することを目的とした内部勉強会を実施し、保証担当者のスキル向上に努めました。

## 3) お客さま本位の業務運営

### 押印レスの推進および信用保証書の電子化に向けて金融機関と連携しながら取組み、利便性を向上させるとともに迅速な保証審査に努める。

保証申込書の押印廃止に伴い、関係書類についても押印要否を見直したことで多くの書類について押印レスを実施し、利便性の向上に繋がることができました。また、7つの金融機関と信用保証書の電子化を実現したことで、迅速な融資実行に寄与できたものと評価しています。

さらに、迅速な保証審査を行っている保証窓口の優良な取組みを他の保証窓口に共有することで迅速な保証審査に努めました。

## 4) 経営支援の充実

### ① 保証部門と連携して新型コロナウイルス感染症の影響を受けている企業等への訪問や経営支援メニューの紹介を行い、抱えている経営課題を確認したうえで「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用しながら、経営支援(本業支援)に取組む。

新型コロナ関連制度を利用した市内事業者等を経営支援候補とし、金融機関が市内事業者の経営支援受診意欲を確認する取組みを行うことで、経営支援ニーズがある市内事業者をターゲットに専門家派遣を実施することができました。

また、派遣専門家に中小企業診断士と公認会計士に加え、社会保険労務士および弁護士と契約したことで多様な相談に対応できる体制に拡充するとともに、経営相談や各種経営支援メニューの申

込をホームページで受付を可能とすることで利用促進を図りました。

令和3年度においても保証部門と連携して当協会を新規に利用していただいた先や定期診断希望先に対して「McSS財務診断報告書提供サービス(以下「McSS」)」を実施し経営者との対話に努めました。McSSは計1,045回(前年度比187.9%)実施し、「経営改善の必要性の認知」に繋げることができました。

このような取組みを通じて、信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を活用し、返済軽減先などへの訪問支援を573企業(前年度比458.4%)、経営改善等提案を126企業(同360.0%)、経営改善等計画策定支援を69企業(同766.7%)、既に経営支援を実施した先へのフォローアップを101企業(同91.8%)、それぞれ実施し、経営支援(本業支援)に積極的に取組むことができたことと評価しています。

なお、経営サポート会議については、43企業(同1075.0%)について当協会が主催しました。

### ② 事業承継に向けた「準備の必要性の認識(きっかけ作り)」、「経営状況・経営課題等の把握(見える化)」、ならびに「事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)」の支援や、「事業承継・引継ぎ支援センター」などとの連携により円滑な事業承継を後押しする。

経営者が高齢な148企業に対し事業承継診断を実施するとともに、準備の必要性について説明し8企業の専門家派遣に繋げることができました。

また、M&Aプラットフォーム「ビズリーチ・サクシード」や事業承継時の税務相談先でもある税理士法人と業務提携することで、事業承継に課題を抱える市内事業者への支援体制の強化に繋がったことと評価しています。

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携については、市内事業者とのヒアリングの中でM&Aや親族内承継に関するニーズを有すると判断した3企業について紹介をし円滑な事業承継を後押ししました。

### ③ 経営支援の取組みに関する定量的な効果検証に向けて必要なデータを蓄積し、過年度までのデータと合わせて分析していく。

経営支援の取組みに関する定量的なデータを蓄積するために、基幹システムから経営支援に関するデータを抽出して分析に向けた準備を行いました。試験的な分析も同時に実施しましたが、現時点では明確な結果は得られませんでした。

## 5) 外部機関との連携

### ① 市内事業者の様々な経営課題の解決に向けた支援のために、かながわ企業支援ネットワークや公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEC)をはじめとする中小企業支援機関との連携および情報共有を図る。

令和3年度はコロナ禍の影響から「かながわ企業支援ネットワーク会議」はオンラインにて開催し、国を始めとして地方公共団体、金融機関、中小企

業支援機関などの関係機関との間で経営支援・再生支援に関する情報の共有を図りました。

横浜市小規模事業者関係機関情報共有会議（7者連携）（連携機関：横浜市経済局中小企業振興課、横浜商工会議所、IDEC、横浜銀行、横浜信用金庫、川崎信用金庫）に出席し、支援事例の共有を図るとともに次年度に向けた共同での取組みについて協議をしました。

また市内事業者向けに、日本公認会計士協会神奈川県会との共催で「ポストコロナを見据えた会社の継ぎ方、継がせ方」セミナー、横浜商工会議所との共催で「DXを理解する IT導入による業務効率化」セミナーを開催したことで、中小企業支援機関と連携して市内事業者の経営課題解決に向けた支援を実施できたと評価しています。

## ②事業再生や事業再構築が必要な市内事業者について、個別企業の実情に応じた抜本再生などの支援に取り組むために、神奈川県中小企業再生支援協議会や金融機関と連携する。

神奈川県中小企業再生支援協議会（現：神奈川県中小企業活性化協議会）が開催するバンクミーティングに35企業、延べ71回参加し、金融機関とも連携して再生支援に取り組めました。結果として、第二会社方式により1企業について抜本再生に繋がることができました。

## 6) 期中管理の強化

### ①延滞初期段階の先については、金融機関を通じて早期に実態を把握して迅速に対応する。

初期延滞段階先151企業（前年度比79.1%）について通知文を金融機関へ送付し、早期の実態把握を促したことにより、事故報告書の提出に至る前に延滞解消となった企業が56企業（同98.2%）、条件変更実行となった企業が9企業（同45.0%）の実績に繋がりました。

### ②分割返済不履行などの事由により事故報告書を受領した先については実態を把握して個別企業の状況に応じて対応し、必要な先には経営支援メニューを紹介して経営課題の解決を支援する。

延滞している先は金融機関からの連絡を避ける傾向にあり、そのような先は当協会から直接連絡をして実態把握と金融機関との協議を提案し、1件について条件変更に結び付けることができました（前年度は2件）。

また、事故報告書受領先のうち、経営改善の可能性のある先を支援するため281企業に対して経営支援の提案を行い、うち47企業については経営支援担当へ引き継ぎ、15企業について専門家派遣による経営支援要請に繋がりました。

### ③代位弁済が避けられない先については回収部門と連携して適時に債権保全措置を行い、早期かつ効率的な回収に繋げる。

代位弁済が避けられない先については迅速な資産調査と債務者・連帯保証人・物上保証人など（以下「債務者等関連人」）の状況把握を行い、必要な先

には回収部門と連携して代位弁済前の交渉や保全措置（仮差押・仮処分、抵当権設定）に取り組めました。代位弁済請求減少の影響を受け、物件調査実施企業数、事前求償実施件数とも減少となった結果、事前求償権に基づく仮差押および仮処分は15件、抵当権設定については1件実施したうえで回収部門に引き継ぎました。

また、今後の代位弁済増加に備え、資産調査にかかる事務フローの見直しを行い、保全措置の早期着手を可能としました。

## 7) 持続可能な業務態勢の強化

### ①職員とその家族の新型コロナウイルス感染を防止するため、予防策を着実に継続するとともに、国の方針等に従い迅速に対策を講じる。

新型コロナウイルス感染症への予防策として、行政等の方針が発出された都度、速やかに緊急災害対策会議を開催し、正確な情報を共有したうえで当協会の対応方針を策定しました。

また、感染力の強いオミクロン株が流行した際、部署の職員全員が出勤できなくなる事象を想定した行動をまとめたことは、持続可能な業務態勢の強化に繋がったものと評価しています。

さらに、通勤時等の感染リスクを低減すべく、緊急事態宣言が再発出された8月から時差出勤を行いました。加えて、コロナ禍の職員に寄り添うため、職員本人や家族（16歳未満）のワクチン接種日等を職務免除対象としたほか、自宅療養中の職員へ協会保有の防災用食料品を送付したことは、職員の安心感に繋がったものと評価しています。

### ②自然災害等の緊急事態発生時に備え、事業継続計画(BCP)に基づく総合訓練を実施する。

総合訓練はまん延防止等重点措置期間中であったこと等を踏まえて実施を見送りましたが、代わりの訓練等として、大阪でのビル火災を受けて避難経路等の確認・煙避難具の設置のほか、個人レベルで実施できる災害訓練（非常用レスキューフーズの試食）を実施しました。緊急連絡システムは、年2回の送受信テストを実施したこともあり、休日における職員のコロナ感染情報を職員間で共有するツールとしても活用できました。

また、横浜市の防災訓練を見学したことで、防災への意識を更に高めることができたことと評価しています。

## 8) コンプライアンス意識の向上

### ①コンプライアンスプログラムに基づく活動およびコンプライアンスマニュアルの浸透を通じて、役職員のコンプライアンスへの意識向上を図る。

コンプライアンスプログラムに基づく周知活動については、当初の計画通りに実施することができました。

コンプライアンス通信については、コロナ禍において感染者やワクチン未接種者などに対して差別や偏見が発生しないよう特集記事を掲載するなど、紙面を工夫して時事や身近で業務に直結した情報提供をすることができました。

ご挨拶
プロフィール
コンプライアンス
個人情報保護宣言
事業計画・評価
信用保証制度のご案内
ライフェイズに 応じた支援
トピックス
主な保証制度
信用保証の 動向
社会貢献活動
SDGに 関する取組み
経営支援の 取組み
広報活動
令和3年度 決算
相談窓口の ご案内

また、各部署にコンプライアンスマニュアルのポイントを記載したポスターの掲示や「対話でわかる労務管理の基礎知識」の冊子を配布することなどを通じ、コンプライアンスの周知、意識向上を図ることができたと評価しています。

②内部研修や外部相談窓口の活用を通じて、ハラスメントのない職場環境の整備に向けて取り組む。

内部研修については、コロナ禍であるため対象者を限定すること、かつ参加人数を絞って実施しました。

外部相談窓口には、新たにLINEを活用した相談機能を加えることで、より相談しやすい環境構築ができたものと評価しています。

9) ガバナンス態勢の充実

①経営計画など協会経営に関する重要な事項は非常勤役員（協会外部から選任）も出席する理事会を開催して、多様な意見の反映や意思決定の客観性を確保する。また、理事会の活性化のため非常勤役員に対して定期的に事業概況等の情報を提供する。

理事会で補足説明資料を用いて説明することや、事業概況（四半期毎）、ディスクロージャー誌の送付により非常勤役員へ定期的に情報提供することなど、協会経営に関する理解度を高める取組みをしたことに加え、感染対策を整えた上で対面にて開催したこともあり、多様な意見を反映させた意思決定に繋がったと評価しています。

また、他の信用保証協会での印鑑不正使用事案を踏まえて役員の決裁用印鑑を変更したことや、委嘱弁護士2名と新たに顧問弁護士契約を締結したことは、ガバナンスの強化に繋がったものと評価しています。

②経営会議などを通じて常勤役員が業務執行状況の管理と必要な指示を行うとともに、重要な事項は常勤役員会での審議等を行うことにより、適切な協会経営およびリスク管理に取り組む。

モバイルPCを活用したペーパーレス化など、オンライン会議の効率化を図りつつ経営会議を定期的に開催することで、常勤役員が各部門の業務執行状況を把握、管理するとともに必要な指示などを行いました。また、経営上重要な事項に関しては常勤役員会で審議することや、「新型コロナウイルス感染症対応資金の利用状況分析」、「代位弁済減少傾向にかかるリーマンショック時との比較分析」、「ゼロゼロ利払時期から見る傾向分析」など、協会経営の参考情報を共有することにより、リスク管理に努めました。

③内部監査を計画的に実施し、適正な業務運営の推進を図る。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各部署への訪問及び滞在について最小限に留めるなどの配慮をしつつ、当初のスケジュール通りの日程で全部署の監査を完了できました。また、監査報告についても遅滞なく実施することができました。

10) 個人情報管理の強化

個人情報の重要性を再認識し、各種規程やマニュアルを遵守するとともに、事務の見直しを含めた管理体制の強化を図る。

個人情報の管理体制強化のため郵便発信事務の見直しを行い、誤送付の未然防止を図りました。

また、倉庫出入庫マニュアルの制定を行うことで、誤入庫による書類紛失等の未然防止に繋がったものと評価しています。加えて、課長会議等にて他の信用保証協会等の事象を共有することにより、同様事案の防止に繋げることができました。

11) 人材育成の強化

①職員一人ひとりの業務知識や能力の向上のため、人材育成基本方針に基づき各種研修（内部・外部）へ計画的に参加する。

コロナ禍の影響もあり昨年度はほぼ中止となった（一社）全国信用保証協会連合会主催の研修については、オンラインにて参加しました。内部研修については、年度当初の研修計画外の研修についても追加実施することができました（地元金融機関役員による「時代の変化に対応できる人材の育成」を目的とした研修、人事考課者研修、ジェンダー研修、同和研修）。その結果、課題へのスピーディな習学に繋がりました。

また、人材育成基本方針にある階層別研修において、昇任試験対象者も受講対象者としたことで、上位職に就いた際に速やかに能力を発揮して業務に活かせるような仕組みに繋がるものと評価しています。

②協会に期待される経営支援の役割を果たすため、中小企業診断士や信用調査検定の資格取得者増加に繋がる取組みを強化する。

資格取得に向けた自己啓発の重要性や必要性について全職員へ周知するとともに、管理職から受験を促したことにより受験者数は増加し、中小企業診断士もしくは信用調査検定の上位資格であるマスターの資格保有率は60.3%まで上昇しました（前年度比+6.6ポイント）。

併せて、通信教育受講者も増加しており、管理職からの働きかけ等の効果により、多くの職員の自己啓発意欲向上に繋がりました。

また、資格取得奨励金制度の改正、中小企業大学校入学に際する論文作成アドバイス等により、中小企業診断士の資格取得にかかるサポート体制を強化したことは、更なる受験者増加に繋がるものと評価しています。

12) 働きやすい職場づくり

①ワークライフバランスを推進するため業務効率化に取組み、超過勤務時間の削減や休暇取得の促進に繋げる。

働き方の多様化を促すために、時差出勤の選択肢を7種類に増やし多様なライフスタイルに対応できる仕組みとしました。加えてノー残業デー、ノー残業ウィークの実施によりワークライフバランスの推進に寄与できたものと評価しています。



また、就業時間とは別に窓口開設時間を設けたことで、対外的に営業時間を明確にするとともに業務のメリハリ強化に寄与しました。

## ②職員の健康を重要な経営資源と捉え、職員の「心と身体」の健康を促進し、より生き生きと仕事ができる職場とするよう努める。

心と身体の健康促進については、コロナ禍による行動制限等により、職員間コミュニケーションの機会を作ることができませんでした。男性職員の育児参加休暇制度を創設し、男性職員が育児休業を取得することへの意識を醸成することができました。

また、育児休暇を取得した男性職員からのフィードバックを受けたことで、次年度以降の制度検討の参考とすることができました。

## 13) 反社会的勢力排除に向けた取組みの継続

### ①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力排除に向けた取組みを継続する。

新聞等の公知情報については、検索対象範囲をより広げてデータベースの充実を図るとともに、引き続き反社会的勢力照会や税務照会について遅滞なく迅速な対応ができました。

### ②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関から情報収集するとともに、神奈川県警察本部、各支所を管轄する地元警察署、ならびに神奈川県弁護士会等と連携を図る。

令和3年度は、神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会はコロナ禍により中止となりましたが、個別に神奈川県警察本部、地元警察署、神奈川県弁護士会暴対弁護士、他の信用保証協会を訪問し情報の共有を図りました。

## 14) 基幹システムの安定運用

### ①保証協会システムセンター株式会社と連携し、ハードウェアの更改、システムの保守・改善、災害対策訓練などを通じて、業務を支える基幹システムを安定的に運用する。

保証協会システムセンター株式会社主催の災害対策訓練に参加し、バックアップ拠点への切り替え訓練を実施することや、役職員に向けてマルウェアに対する注意喚起を行うなど、年度を通じて基幹システムの安定運用を維持できたと評価しています。

加えて、オンライン会議環境の改善を図るため、各支所へのインターネットLANケーブルの追加敷設やモバイルPC増加などに取組みました。

### ②当協会を利用する方や金融機関の利便性向上のため、信用保証書の電子化に向けて保証協会システムセンター株式会社と連携して取組む。

信用保証書の電子化については、5月の横浜銀行を皮切りに、7つの金融機関まで取扱いを拡充することができました。取扱金融機関の拡充により、当協会を利用する方や金融機関の利便性向上

に寄与することができたと評価しています。

## 15) 広報活動の充実

当協会イメージキャラクター「ハマ福」を積極的に活用しながら、ホームページやLINEなど各種媒体を通じて新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内事業者等にとって有益な情報を適時に発信する。

ホームページやLINEを活用した広報や業界団体誌への広告掲出などの例年実施しているツールについて、当協会の情報のみならず、国や横浜市の補助金の情報など市内事業者に関与する情報を積極的に発信することができました。また顧客利便性向上を目的として、保証申込書の記入方法についてYouTubeを活用した動画を製作し公開したことは、新たな広報活動に取組んだ成果と評価しています。

「ハマ福」を活用した広報については、日本大通り駅への看板掲出、カレンダー作成、ぬいぐるみ製作、年賀タオル製作、手提げバッグ製作など、デザインなどについて従来の発想にとらわれない新しい発想による広報活動を実施することができました。

## 16) CSR活動の推進

ボランティアなど地域社会への貢献に繋がる活動、大学や高等学校での出張講義などを通じて、地域社会との共生に努める。

横浜市のSDGs認証制度であるY-SDGs認証にて「Standard (スタンダード)」の認証を受けたことは、地域社会への貢献に繋がる行動を過去から積み重ねたことが奏功したものと評価しています。また、当協会としてSDGsへの取組みについて検討を実施し、職員研修、バッチの導入、SDGs宣言まで取組みを進めることができました。外部講師を招聘したSDGs研修については、当日参加できなかった職員に向けて研修動画を配信して受講する方法を初めて採用し、多様な方法で職員の学びの機会を提供するきっかけとすることができました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によりボランティア等の対外的な活動はできませんでしたが、全役職員の「普通救命講習」受講やコロナ医療従事者への寄付、災害備蓄品(レスキューフーズ)の寄贈等に取組んだことは、CSR活動の意義だけでなく、役職員にとって引き続き重要性を認識することにも繋がったものと評価しています。

横浜市大での出張講義については、「中小企業・小規模事業者の資金調達」をテーマに今年度も継続して実施し、「中小企業の資金調達の実態と信用保証協会の役割などを知ってもらう」という目的が達成できたと評価しています。

## ● 経営計画(令和3年度)の実施状況に対する外部評価委員会の意見

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。経営計画(令和3年度)の実績に対する意見を頂きました。

### 【保証部門】

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響や原油等資源価格高騰の影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に引き続き注力したことにより、保証承諾額が計画比110.6%と計画を達成しました。

また、信用保証書の電子化により迅速な融資実行に向けて取組んでいる点は評価できます。

コロナ禍においても、オンラインルームの創設により金融機関との対話の機会を増やすよう取組んでいることも評価できます。このような取組みは、他の金融機関にも横展開をしていくことを期待します。

市立図書館にて実施している土曜日の経営相談会については、お客様本位の良い取組みと評価できます。但し、担当職員の負担にならないように勤務体制を整える必要性がないか等検討してください。

事業承継については、高齢の経営者が個人保証に悩みの足を踏まないよう、事業承継特別保証制度等の周知に引き続き取組んでいただくことを期待します。

### 【経営支援・期中管理部門】

令和3年度は新型コロナウイルスの感染状況が変動する中、臨機応変な対応により経営支援の実績が前年度を上回りました。

経営支援部門においては、経営支援先の候補リストを金融機関と共有し、ニーズを有するターゲットに絞り込む取組みにより、限られたリソースを有効活用して経営支援を効率的に実施できた点は良い取組みですので、今後も継続して取組んでください。

一方で、経営支援のダイレクトメール送付について反応が殆ど見られなかったことは、なぜ反応を頂けないかを考えながら、効果のある送付方法や送付内容を検討していくよう努めてください。

関係機関と連携してセミナーを実施したことは、市内事業者幅広く意識改革を促すといった点で非常に重要な取組みとして評価できます。ただし、セミナーを開催することが目的化しないように、お客様の経営改善などに繋げるための手段とするよう努めてください。

期中管理部門においては、代位弁済は減少傾向にあります。今後の経済情勢は不透明であり代位弁済の急増も懸念される状況ですので、市内事業者の情勢を注視するようにしてください。

### 【収支状況】

当期収支差額は代位弁済の減少等もあり計画額を上回りました。また、経営諸比率において人件費率や物件費率などが抑えられており、コスト面に配慮した経営がなされていることは評価できます。

今後代位弁済が増加していくことにより収支への影響も考えられますので、準備金を十分に積み立てる等経営基盤の強化に引き続き努めてください。

### 【その他間接部門】

新型コロナウイルス感染症に罹患した職員に対して防災用の飲食料品や生活用品を支給する取組みは、職員のロイヤルティの醸成に繋がることに加え、防災用品の有効活用という面でも評価できます。

さらに、時差出勤の選択肢を増やし職員のワークライフバランスの実現を促進した点は良い取組みだと思います。一方で、職員間のコミュニケーションや情報共有の面で支障が生じないような工夫も必要になりますので検討してください。

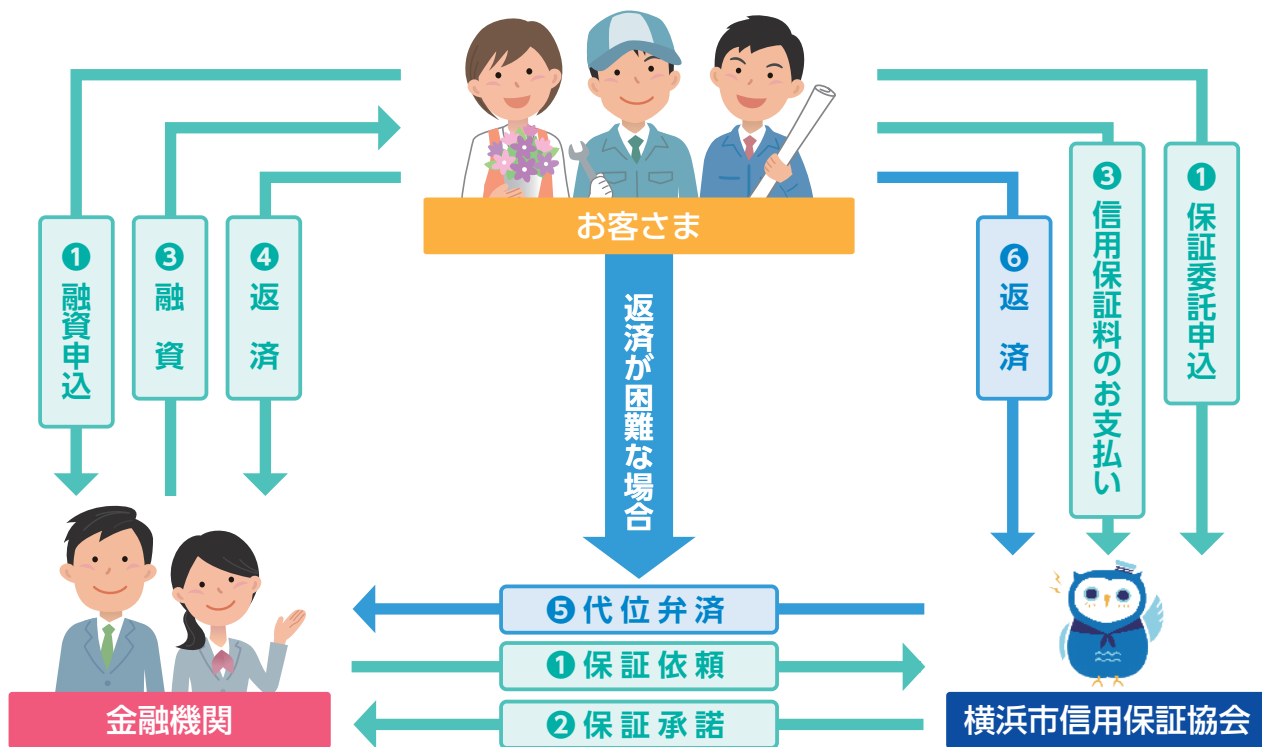
また、デジタル化を推進するためのプロジェクトチーム組成や人材育成方針に基づいた各種研修実施などの取組みも評価できます。

加えて、刺股を設置するなど防犯や防災面に対する取組みも積極的に実施していることは重要な取組みですが、実際に使うことができるように訓練を実施する等の取組みも併せて期待します。



# 信用保証制度のご案内

## (1) 信用保証制度の仕組み



①	金融機関の窓口へお申込ください。金融機関の審査後に、当協会へ申込書類が送付されます。 なお、金融機関とお取引がない等のお客さまには、金融機関をご紹介しますので、当協会にお気軽にご相談ください。
②	当協会は審査を行い、金融機関に対して「信用保証書」を発行します。 ※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。
③	金融機関は、「信用保証書」に基づいてお客さまに融資を行います。 この際、お客さまには当協会宛に信用保証料をお支払いいただきます。
④	お客さまは、融資条件に従ってご返済をしていただきます。
⑤	何らかのご事情で借入金の返済ができなくなった場合は、当協会がお客さまに代わって、金融機関に借入金を返済します。(代位弁済)
⑥	代位弁済後は、お客さまから当協会にご返済をしていただきます。

## (2) ご利用いただける方

### ■所在地

横浜市内に、法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを有し、事業を営んでいることが必要です。

### ■企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者を対象としています。

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業種	従業員数	資本金
製造業等	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
医療法人等	300人以下	—

※製造業等には、運送業・建設業・不動産業・旅行業等も含まれます。

農林・漁業、風営法第2条第6項から10項に掲げる性風俗関連特殊営業、金融業、非営利団体等、その他、公序良俗等の観点から当協会が公的機関として支援・育成していくには相応しくない事業を行っている場合も対象となりません。

特定非営利活動法人(NPO法人)は、従業員数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業・サービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下の場合は保証の対象となります。

なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象とはなりません。

## (3) 保証の内容

### ■1企業に対する保証の最高限度額

個人・法人：2億8,000万円(うち無担保8,000万円)

組合等：4億8,000万円

### ■資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金の借入にご利用いただけます。

(例)商品仕入資金、店舗の改装資金、機械設備の買替え資金等

※生活資金や住宅資金、教育資金等にはご利用いただけません。

### ■連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り対応しており、次の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取扱う運用を行っています。

#### 【金融機関連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている場合であって債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

#### 【財務型】

「財務要件型無保証人保証」を利用する場合

#### 【担保型】

企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

## ■ 責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。

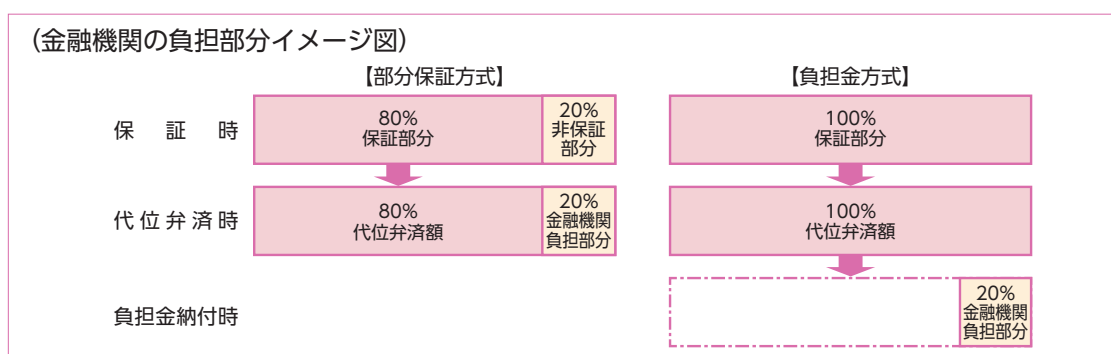
いずれの方式においても金融機関の負担割合(20%)は同等です。

### 【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

### 【負担金方式】

金融機関毎の信用保証の利用実績に応じた負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式



### 【責任共有対象外となる保証制度】

- ① 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号
  - ② 災害関係保証
  - ③ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
  - ④ 特別小口保険に係る保証
  - ⑤ 事業再生保証
  - ⑥ 小口零細企業保証
  - ⑦ 求償権消滅保証
  - ⑧ 中堅企業特別保証
  - ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
  - ⑩ 経営力強化保証\*
  - ⑪ 事業再生計画実施関連保証\*
  - ⑫ 危機関連保証
- \*責任共有制度の対象外となる保証(責任共有制度導入前の保証を含む)を同額以内で借換えた場合。

## (4) 信用保証料について

### ■ 信用保証料

信用保証協会の保証を受ける際には、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、保証料率をもとに算出されます。

保証料率については、原則、お客さまの財務内容に応じて9段階の料率体系となっています。

基本となる保証料率は責任共有保証料率ですが、責任共有対象外保証制度については、責任共有対象外保証料率が適用されます。

#### 責任共有保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.715	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)

\*特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン、手形割引根保証です。

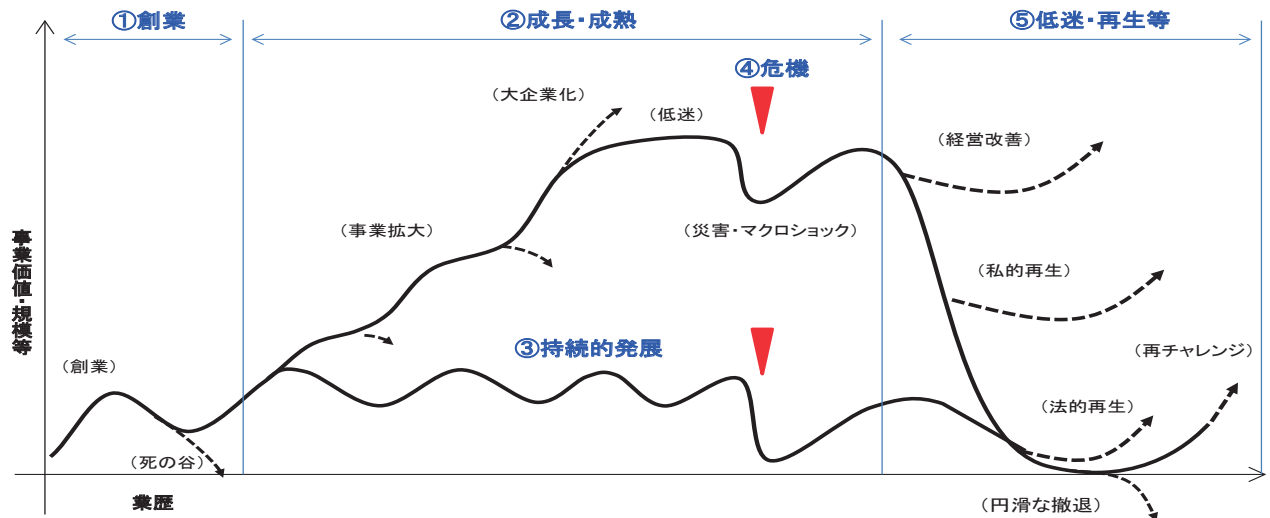
#### 責任共有対象外保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証や流動資産担保融資保証(ABL保証)、危機関連保証等の特別な保証は政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

# ライフステージに応じた支援

中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた多様な資金需要にきめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。



## ●金融機関との連携

金融機関との対話を通じた連携に注力するとともに、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組みや、伴走支援型の保証制度により、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援しています。

### ○金融機関訪問

金融機関の皆さまに信用保証協会の現状や取組み等をご説明し、信用保証制度を適切にご利用いただくため、金融機関を訪問しています。

令和3年度の保証審査担当者による金融機関訪問実績 延べ109店舗

### ○金融機関との協調融資制度

金融機関と協調した融資制度「よこはまタイアップ保証」を活用した資金繰り支援をしています。

令和3年度の協調融資制度の承諾実績 68件 19億60百万円

### ○伴走支援型の保証制度

「新型コロナウイルス伴走支援特別資金」および「伴走支援型特別保証」を活用し、金融機関による継続的な伴走支援を受けながら経営改善を図る中小企業・小規模事業者を支援しています。

令和3年度の伴走支援型保証制度の承諾実績 845件 13,894百万円

## ●横浜市や中小企業支援機関等との連携

### ○横浜市

取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の横浜市中企業融資を実現しています。一部資金では、信用保証料の一部を助成することで、借入時の中小企業・小規模事業者の負担軽減を図っています。

令和3年度の横浜市中企業融資の実績 5,329件 818億59百万円

### ○(公財)横浜企業経営支援財団(IDEA)

「小規模事業者コロナ禍特別相談事業」への橋渡しを行い、具体的な経営課題を有する小規模・零細企業の皆さまの経営支援活動に取り組んでいます。

令和3年度の橋渡し実績 23企業

## ●ファンドへの出資

神奈川県内の中小企業の再生支援を目的とする、「かながわ中小企業支援ファンド」に出資しています。

## ● 創業支援

横浜市内経済の活性化に貢献するため、独立開業の夢を持ち、新たに事業を開始する皆さまを応援しています。

これから事業を始めたい方や創業して間もない方におすすめの保証制度をご用意しています。

また、創業関連の保証制度をご利用いただいた方へ、創業後に生じた経営課題の解決をお手伝いするため、お借入後1年経過時を目途に再度協会担当者が(ご希望により経営支援アドバイザー同行で)訪問する創業後の経営支援も実施しています。

令和3年度の実績

創業おうえん資金	465件	3,410百万円
創業関連保証	7件	23百万円

## ● 経営支援・再生支援

個別企業の課題に即した経営改善、生産性向上や事業再生を支援するため、原則無料の専門家派遣や経営サポート会議、職員による訪問を実施しています。

また、McSS(一般社団法人CRD協会が提供する財務診断ツール)を用いて、財務面における診断報告書を「無料」でご提供しています。同業種内や地域、売上規模による順位や偏差値を算出し、各種の経営指標を同業種平均値と比較することができます。財務診断報告書は当協会ホームページからもお申込みいただけます。

※経営支援の詳細な取組み、実績については、37頁をご覧ください。

WEB受付フォームはこちら



## ● 事業承継支援

協会職員が個別企業を訪問して事業承継の準備状況を確認(事業承継診断チェック)させていただき、必要に応じて専門家派遣による事業承継に向けたご支援や、関係機関との連携によるご支援をしています。

また、事業承継専用の保証制度もご用意し、事業承継を資金面でもご支援しています。

令和3年度は、日本公認会計士協会神奈川県会様との共催で、事業承継をテーマとしたセミナー「ポストコロナを見据えた会社の継ぎ方、継がせ方」を開催し、事業承継に課題を抱える皆さまに情報提供を行いました。

令和3年度の実績

事業承継診断チェック	148企業
事業承継資金	15件 500百万円



令和4年度  
創業おうえん資金

これから創業される方に加え、創業後5年未満の方にもご利用いただけます!

市外で事業を開始後、市内に移転した方・個人事業開始後、法人を設立された方もご利用いただけます!

融資額 3,500万円以内  
融資期間 10年以内

横浜市信用保証協会が保証料率を0.4%割引、横浜市が保証料の1/4を助成します。

保証料率	当協会の割引	横浜市の助成	お客様負担
0.8%	▲0.4%	1/4	0.3%

横浜市経済局 (令和4年4月1日時点) 横浜市の中小企業の「明日」を支援するサポート 横浜市信用保証協会

企業の財務診断を<sup>無料!!</sup>受けてみませんか?

McSS財務診断報告書提供サービスのご案内

保証協会をご利用していない方も是非ご利用ください!

ご利用いただける方  
保証協会をご利用いただける事業内容を営む法人の方  
(保証協会をご利用いただけない方で診断可能です。)

分りやすい診断報告書  
●同業種内、地域内、売上規模による順位や偏差値が算出されます。  
●期間受診いただくことで、経営状況を時系列で客観的に把握できます。

McSSとは...  
McSS(中小企業経営診断システム)とは、Management consulting Support Systemの略で、一般社団法人CRD協会が構築した全国100万軒を超える財務データベースであるCRDを使って中小企業の決算数値と同業種の中央値を比較する経営診断ツールです。

横浜市信用保証協会

令和4年度  
事業承継資金  
(経営者保証不要)

事業承継時に理想となる保証人(経営者保証含む)を解決し、スムーズな事業承継を応援します!

保証人不要  
プロパー借入の  
借換も可能

ニューマネーにも対応  
保証申込受付日から3年以内の事業承継を予定する方、M&A等による事業承継をこれから実施する方は、既借入金の借換に前払新借資金の借換も可能です。

横浜市信用保証協会が0.1%保証料を割引し、横浜市が1/10保証料を助成します。

※横浜市の保証料助成、保証協会の割引は融資額5,000万円以上となります。

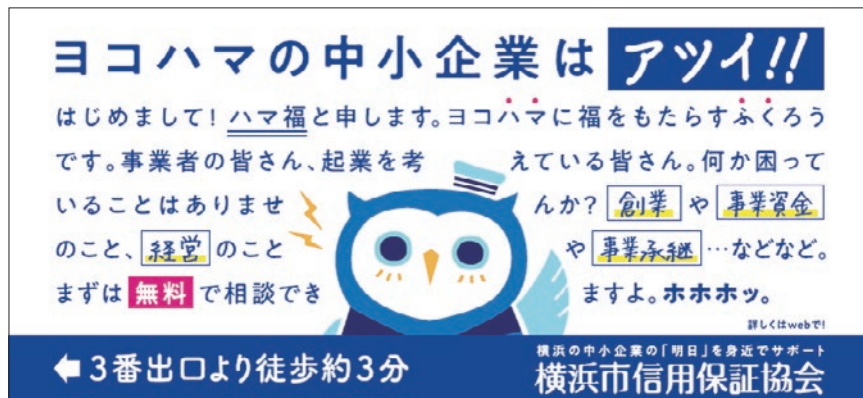
横浜市経済局 (令和4年4月1日時点) 横浜市の中小企業の「明日」を支援するサポート 横浜市信用保証協会

# トピックス

## ●みなとみらい線日本大通り駅に看板広告を掲出しました

当協会の本所がある、みなとみらい線日本大通り駅に、認知度向上およびイメージキャラクター「ハマ福」の周知を目的として、従来の信用保証協会の堅いイメージを払拭したデザインとした看板広告を掲出しました。

また、横浜市営地下鉄 横浜駅および上大岡駅にも同様の看板広告を掲出しています。お近くに立ち寄った際は、ぜひ探してみてください。



## ●オリジナル卓上カレンダーを作成しました

当協会のイメージキャラクターである「ハマ福」と横浜市内で開催されている季節ごとのイベントを組み合わせたオリジナルカレンダーを作成しました。

全ページにハマ福をあしらった、可愛く親しみやすいデザインに仕上げ、背面には各イベントの概要を記載しています。



## ●ぬいぐるみを製作しました

中小企業・小規模事業者の皆さまや、金融機関、中小企業支援機関の皆さまに当協会をより身近に感じていただくため、「ハマ福」のぬいぐるみを製作しました。





## ●外部講師を招いた研修を行いました

時代の変化に対応できる人材の育成を目的とした地元金融機関の元副頭取（現顧問）による研修や、人権問題への理解を深めることを目的としたジェンダー研修等の内部研修を行いました。当協会では引き続き職員一人ひとりの業務知識や能力向上に努めていきます。



## ●事業承継支援を強化すべく外部機関と連携しました

事業承継に課題を抱える中小企業・小規模事業者の皆さまへの事業承継支援に厚みを持たせるために、2つの外部機関と連携しました。

### 1. ビジонаル・インキュベーション株式会社 ※1

「事業承継支援における業務提携に関する覚書」を締結し、同社が運営する事業承継M&Aプラットフォーム「ビズリーチ・サクシード」を当協会の保証利用先等にご紹介できるようにしました。

### 2. 税理士法人 横浜総合事務所 ※2

当協会が行う専門家派遣事業において、事業承継のパッケージ商品「ツムグ」を取り扱っている税理士法人 横浜総合事務所様と業務委託契約を締結し、事業承継に関する支援態勢を強化しました。



※2

## ●デジタル化推進プロジェクトチームが発足しました

デジタル化を推進することで顧客利便性の向上や業務効率化を図ることを目的にプロジェクトチームを組成し、業務改善に繋がるデジタル化の検討を行いました。

さっそく、保証部門をはじめとした各部署で行っている定型業務を中心としてRPAの活用を開始したことにより、業務効率化を図ることができました。

令和4年度も引き続き業務改善に繋がるデジタル化を検討していきます。



## ●YouTubeチャンネルを開設しました

新たな広報手段としてYouTubeチャンネルを開設しました。初回は、信用保証委託申込書の記入方法を解説した動画を投稿しました。

今後も、皆さまが必要としている情報を提供できるよう、努めていきます。



# 主な保証制度

## (1) 横浜市中企業融資制度

中小企業・小規模事業者の皆さまが事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が当協会および取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
SDGsよこはま資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 15・20年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.2%以内 5年以内 1.4%以内 10年以内 1.6%以内 15年以内 1.8%以内 20年以内 2.0%以内	0.3375～1.4250% (融資額5,000万円を 上限に横浜市が 1/4助成)
新型コロナウイルス 特別資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 5・10年以内 設備資金 7・10・15年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.2%以内 5年以内 1.4%以内 10年以内 1.6%以内 15年以内 1.8%以内	0.405～1.800% (融資額5,000万円を 上限に横浜市が 1/10助成)
新型コロナウイルス 伴走支援特別資金	6,000万円以内 (当協会および他の保証協会に おける利用額との合計金額)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.2%以内 5年以内 1.4%以内 10年以内 1.6%以内	0.20～1.15% (国と横浜市が全額 負担)
創業おうえん資金	3,500万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1.9%以内 <small>*特定創業支援等事業の支援を受けた 方などは1.5%以内</small>	0.30% (当協会が0.4%割引 + 横浜市が1/4助成)
小規模企業資金繰り 安定サポート資金	2,000万円以内 (ただし、直近決算(確定申告) の平均月商の2倍以内)	1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.1%割引)
経営安定資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1.7%以内	0.45～1.90%

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
事業承継資金	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.315~1.620% (融資額5,000万円を 上限に当協会が 0.1%割引+横浜市が 1/10助成)
事業承継資金 (経営者保証不要)	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	取扱金融機関の 所定利率	【経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合】 0.090~0.945% (融資額5,000万円を 上限に当協会が0.1% 割引+横浜市が1/10 助成)  【経営者保証コーディネーターによる確認を受けていない場合】 0.315~1.620% (融資額5,000万円を 上限に当協会が0.1% 割引+横浜市が1/10 助成)

## (2)当協会独自制度

当協会が独自に創設した保証制度です。保証料割引を行っている制度もございます。

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
短期継続保証 (けいぞく)	100万円以上 2,000万円以内 <small>ただし、直近決算(確定申告) の平均月商の2倍以内</small>	1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35~1.80% (当協会が0.1%割引)
よこはま アドバンテージ保証	2億8,000万円以内	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 <small>(ただし、設備資金で 不動産担保の提供が ある場合は15年以内)</small>	取扱金融機関の 所定利率	0.35~1.05% (当協会が0.1%割引)



# 信用保証の動向

## (1) 当協会の利用率

当協会をご利用いただいている中小企業のお客さま

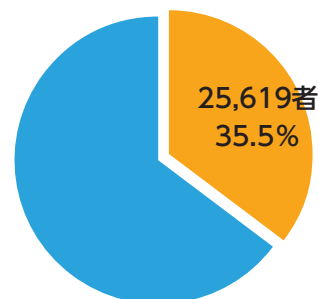
**25,619者**  
(令和4年3月末時点)

横浜市内中小企業者の当協会利用率

**35.5%**

※当協会利用率 = 利用企業者数 ÷ 横浜市内の中小企業者数  
横浜市内の中小企業者数は、平成30年11月30日中小企業庁公表資料を参照

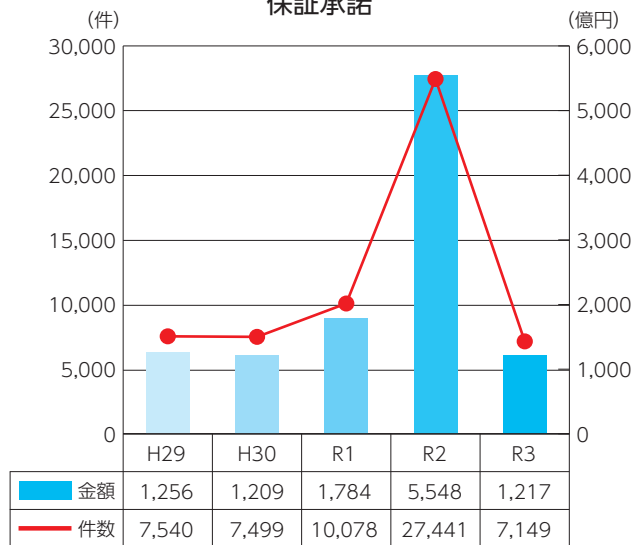
横浜市内の中小企業者数  
72,161者



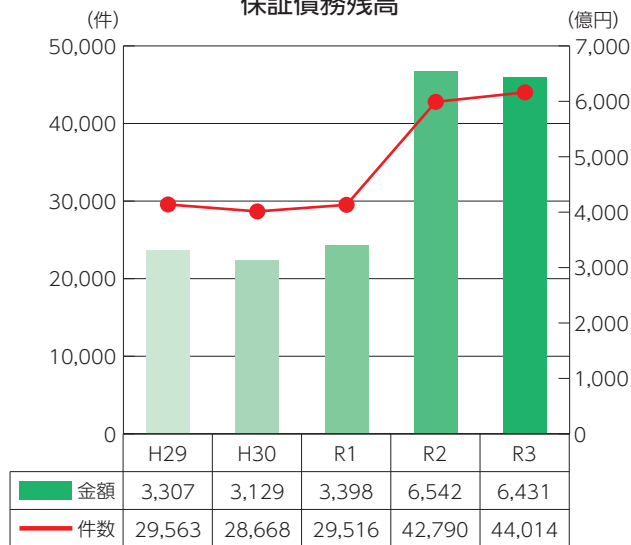
**横浜市内の中小企業者の3者に1者ご利用いただいています。**

## (2) 保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の推移

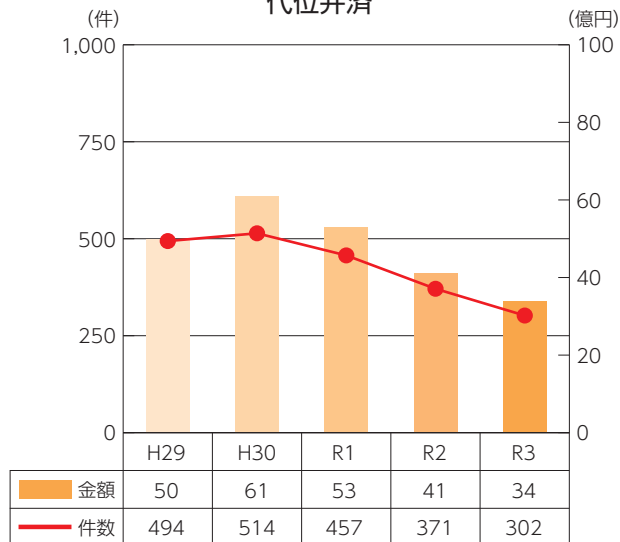
保証承諾



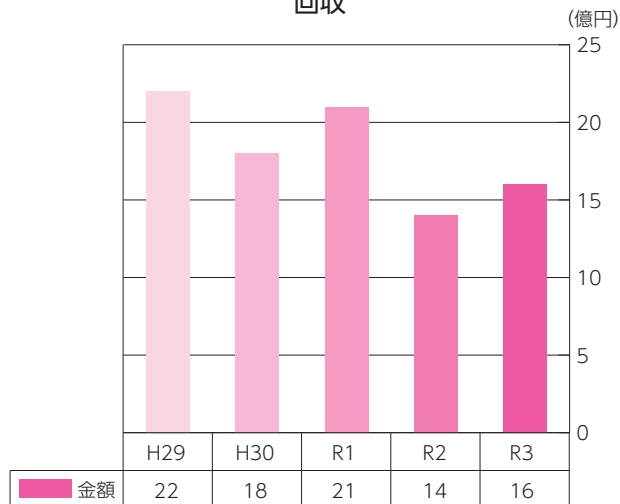
保証債務残高



代位弁済

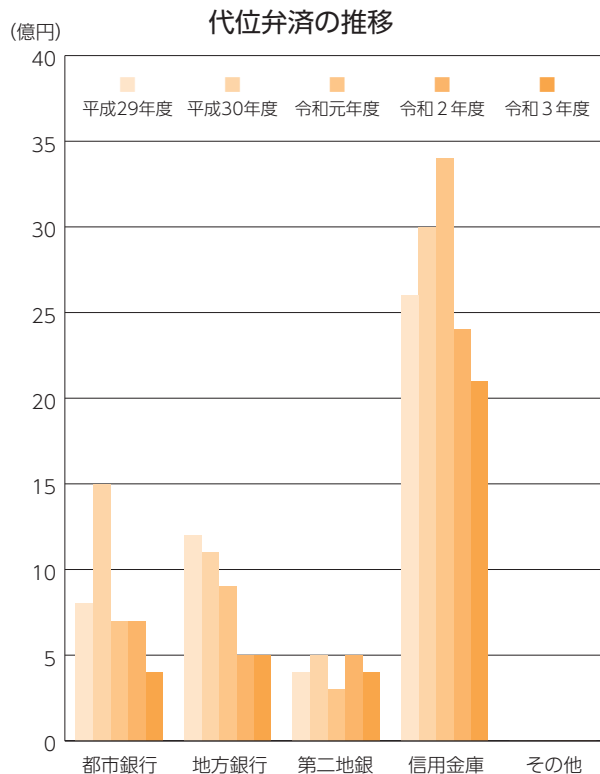
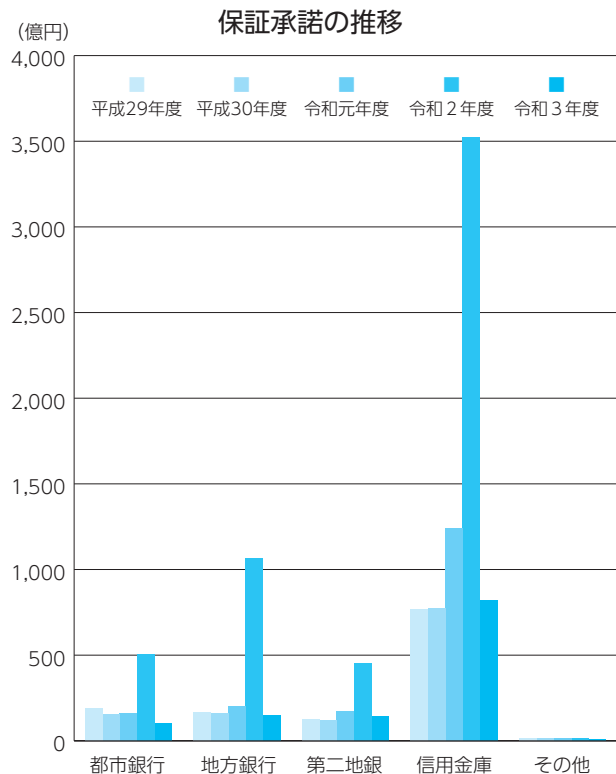


回収

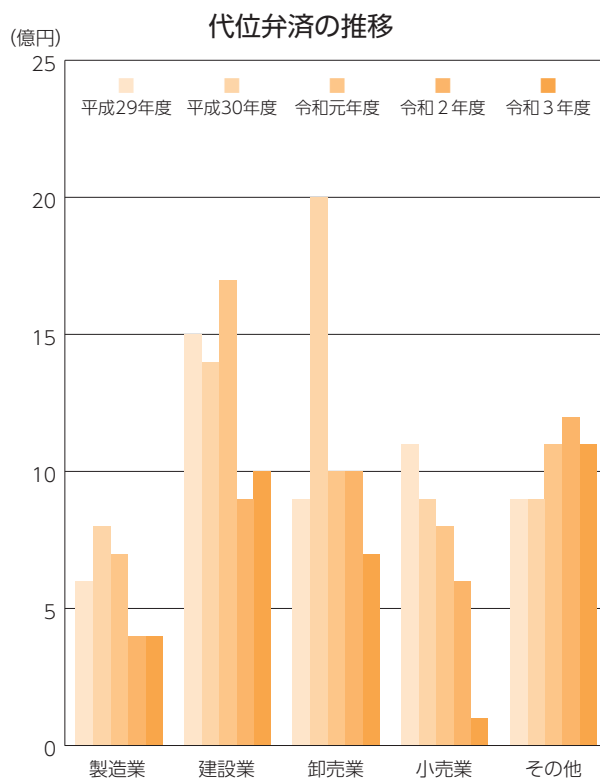
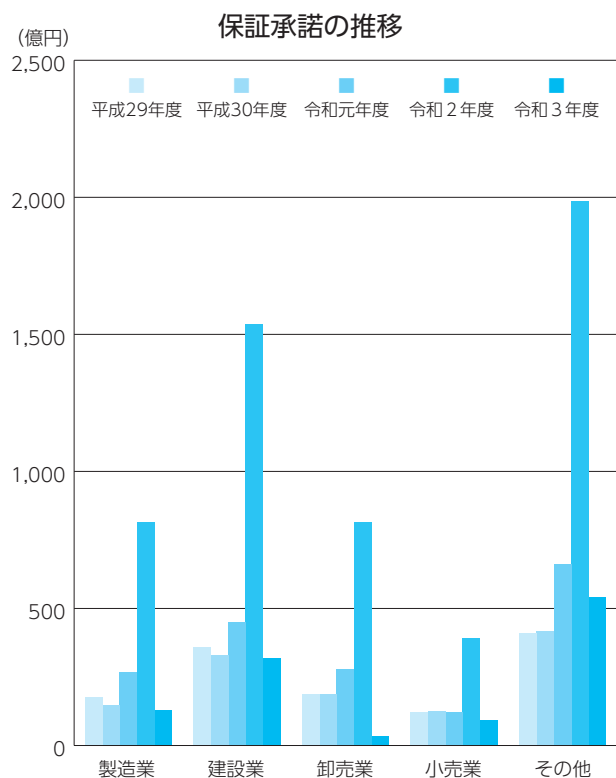


### (3)保証承諾・代位弁済の推移(金融機関群・業種・行政区)

#### ●金融機関群別

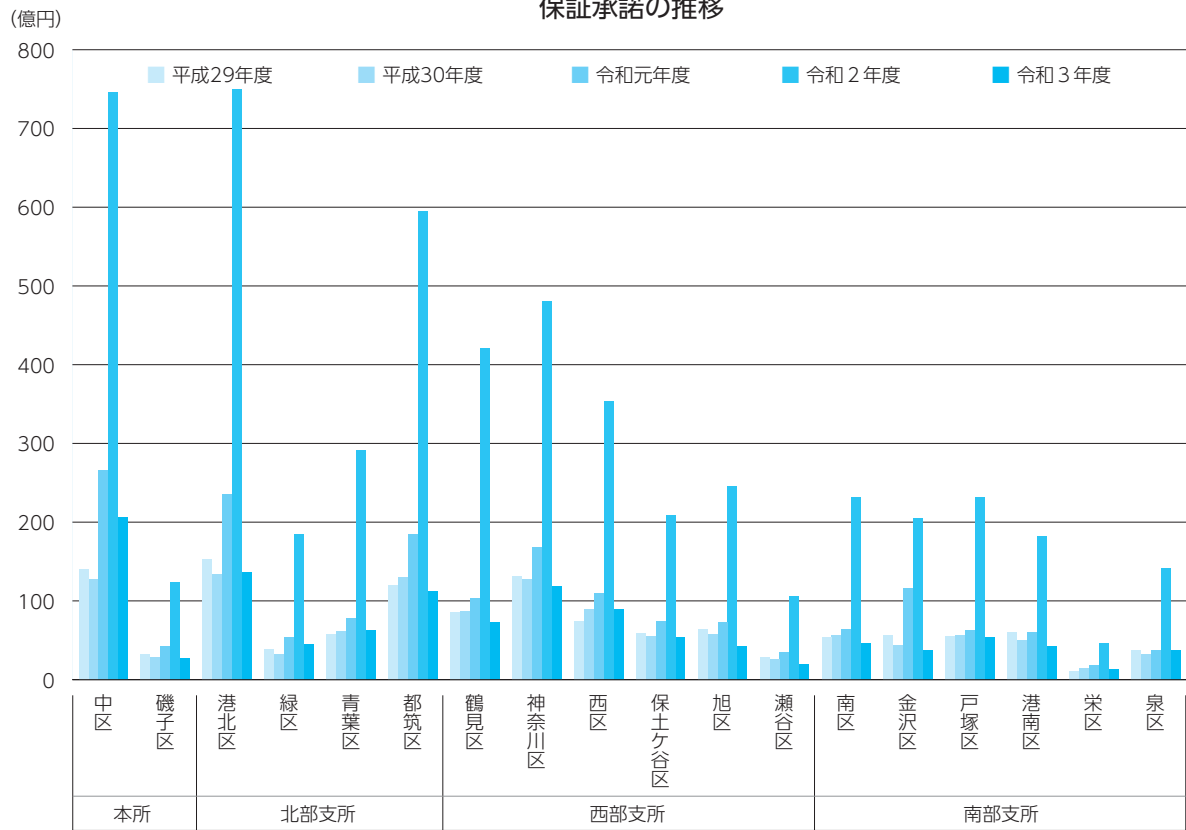


#### ●業種別

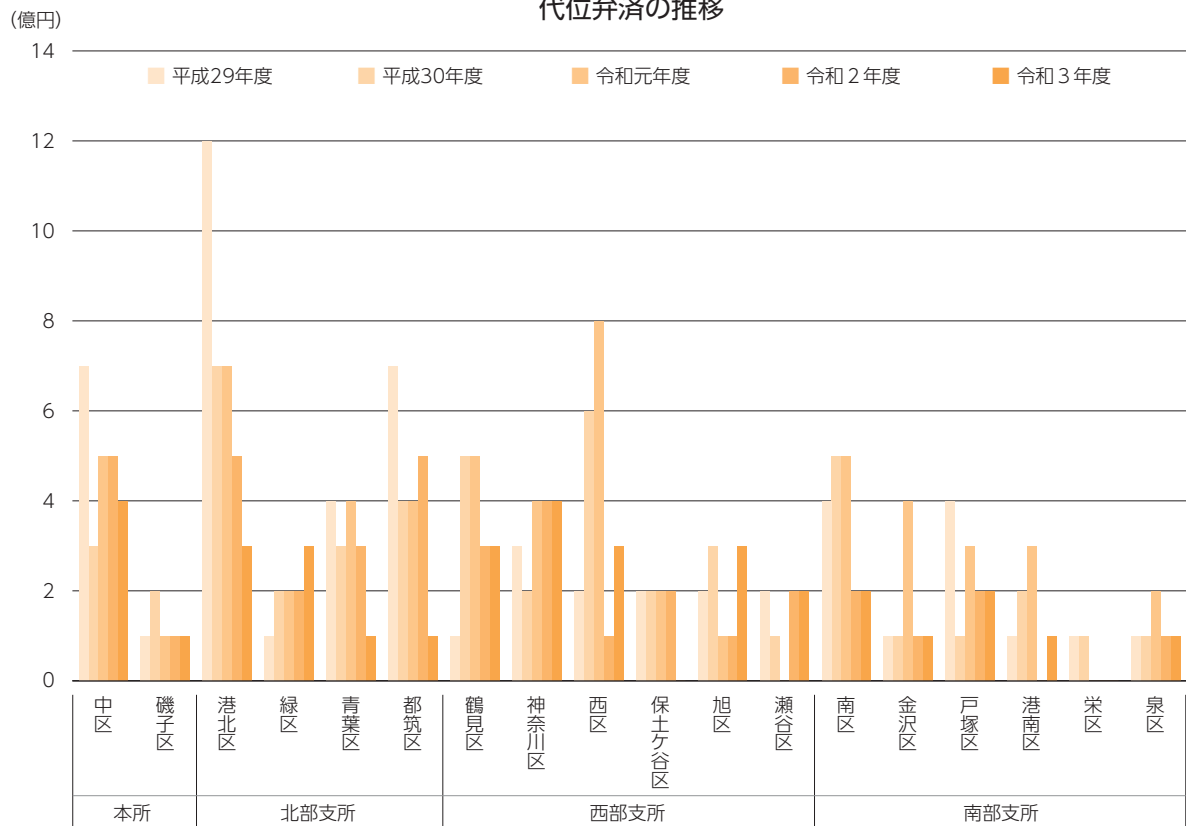


## ● 行政区別

### 保証承諾の推移



### 代位弁済の推移



## (4) 令和3年度の実績

### 保証承諾

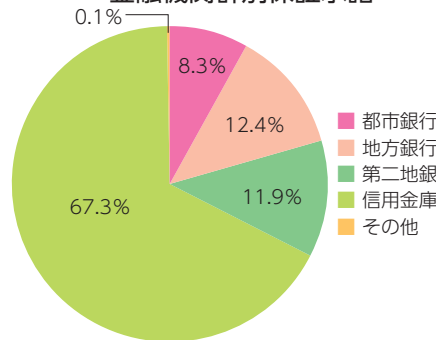
令和3年度の保証承諾額は、1,216億51百万円(前年比21.9%)となりました。

#### ①金融機関群別保証承諾

(百万円・%)

区分	金額	前年比	構成比
都市銀行	10,105	20.1	8.3
地方銀行	15,105	14.2	12.4
第二地銀	14,435	31.8	11.9
信用金庫	81,921	23.3	67.3
その他	84	20.7	0.1
全体	121,651	21.9	100.0

金融機関群別保証承諾

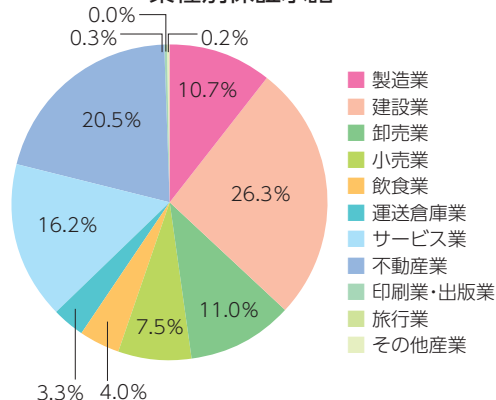


#### ②業種別保証承諾

(百万円・%)

区分	金額	前年比	構成比
製造業	13,016	15.9	10.7
建設業	31,970	20.8	26.3
卸売業	13,437	16.5	11.0
小売業	9,178	23.4	7.5
飲食業	4,806	16.4	4.0
運送倉庫業	4,036	19.7	3.3
サービス業	19,661	19.8	16.2
不動産業	24,883	56.1	20.5
印刷業・出版業	410	13.8	0.3
旅行業	1	0.1	0.0
その他産業	254	16.9	0.2
合計	121,651	21.9	100.0

業種別保証承諾

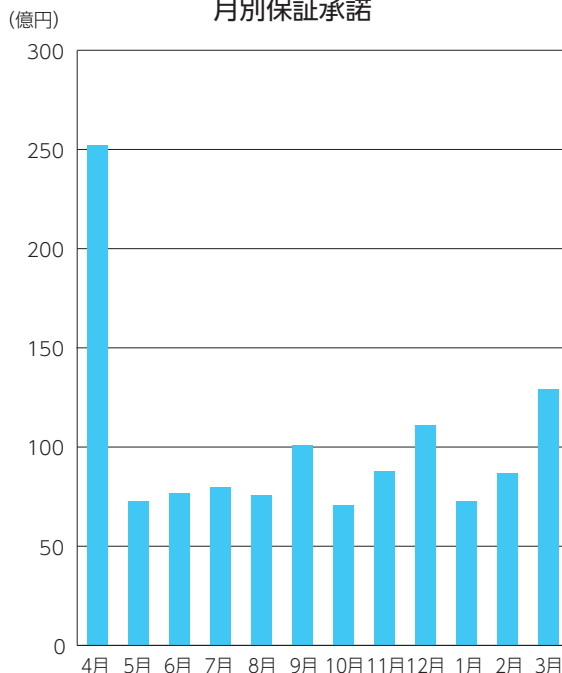


#### ③制度別保証承諾

(百万円・%)

区分	金額	前年比	構成比	
協会制度	一般保証	9,363	121.2	7.7
	全国小口	1,457	156.0	1.2
	当貸・カード	1,582	126.7	1.3
	よこはまアドバンテージ	15,553	172.8	12.8
	けいぞく	3,877	86.6	3.2
	伴走支援型特別保証	1,422	-	1.2
	その他協会制度	6,537	276.5	5.4
	小計	39,791	154.1	32.7
横浜市制度	振興資金	12,866	389.5	10.6
	よこはまプラス資金	2,914	158.7	2.4
	小規模企業特別資金	5,661	156.2	4.7
	小規模安定サポート	177	221.3	0.2
	経営安定資金	3,737	365.8	3.1
	新型コロナ経済変動対応資金※1	16,614	492.8	13.7
	創業おうえん資金(創業)※2	3,371	114.3	2.8
	事業承継資金 経保不要特別	297	75.1	0.2
	新型コロナウイルス伴走支援特別資金	12,472	-	10.3
	その他市制度	23,751	4.6	19.5
小計	81,859	15.5	67.3	
全体合計	121,651	21.9	100.0	

月別保証承諾

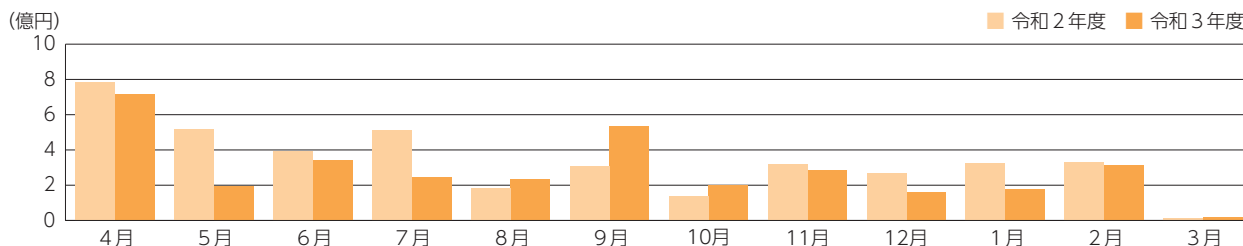


※1 前年比については、前年度の「経済変動対応資金(新型コロナウイルス)」と比較しています。

※2 前年比については、「創業おうえん資金」および前年度の「シニアおうえん資金・女性おうえん資金」を対象に加え比較しています。

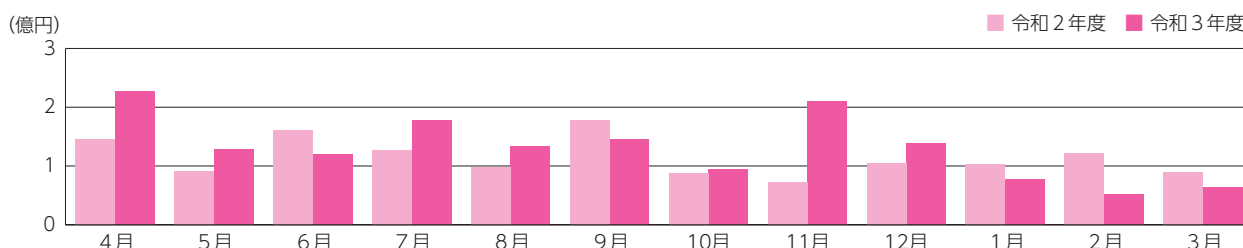
## ● 代位弁済

令和3年度の代位弁済額は、34億円(前年比83.6%)となりました。



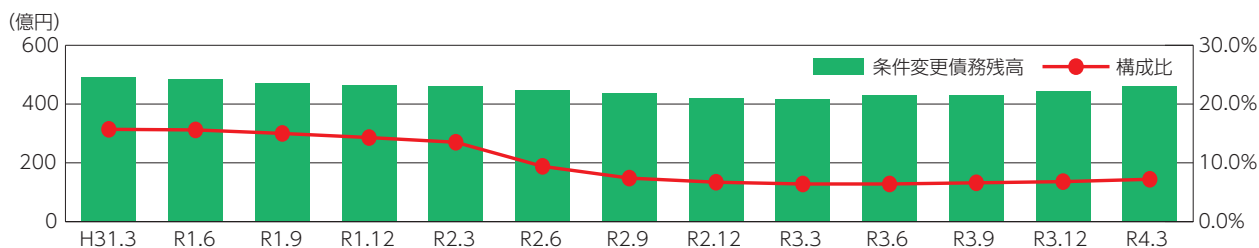
## ● 求償権回収

令和3年度の求償権回収額は、16億円(前年比114.4%)となりました。



## ● 条件変更債務残高

令和4年3月末時点の条件変更債務残高は、460億円(前年比44億円の増加)となりました。  
保証債務残高に占める構成比は、7.2%(同0.8ポイントの増加)となりました。



## ● 横浜市との協約の達成状況

令和3年度から令和5年度の3年間の協約目標に対する初年度(令和3年度)の実績

取組	協約目標	実績※1	達成率※2
(1) 公益的使命の達成に向けた取組			
創業者への金融支援の促進 (創業関連保証、創業等関連保証の保証承諾件数)	1,150件	470件	40.9%
事業承継に向けた企業面談(オンライン含む)の推進 (事業承継支援のご案内で面談した中小企業者数)	375企業	152企業	40.5%
(2) 財務に関する取組			
専門家派遣の推進	900件	287件	31.9%
(3) 人事・組織に関する取組			
全国信用保証協会連合会主催の「信用調査検定」の中の上級資格「認定経営アドバイザー」または中小企業診断士の資格保有率の更なる増加	60.0%	60.3%	

※1 実績：初年度(令和3年度)の実績

※2 達成率：3年間の協約目標に対する達成率



## (5)新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への主な取組み

令和3年度は、金融機関による継続的な伴走支援を受けながら経営改善を図ることを特徴とした、横浜  
市中小企業融資制度「新型コロナウイルス伴走支援特別資金」および「伴走支援型特別保証」を創設しました。

また、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業向けに、信用保証料がゼロとなる、横浜市中企業融資制度  
「新型コロナウイルス経済変動対応資金（飲食業特別）」（取扱期間：令和3年5月24日～令和3年9月30  
日）を創設しました。

### 月別保証承諾実績

(単位：件、百万円)

月	保証承諾					
	件数	金額	前年比		新型コロナウイルス感染症関連制度	
			件数	金額	件数	金額
令和3年 4月	1,190	25,185	58.7%	45.3%	940	21,316
5月	430	7,279	13.2%	9.7%	153	3,229
6月	501	7,708	9.8%	7.4%	153	2,428
7月	549	7,973	14.3%	10.7%	181	2,947
8月	486	7,580	18.9%	16.2%	136	2,195
9月	637	10,102	32.5%	28.7%	204	2,947
10月	437	7,084	28.3%	25.5%	127	2,235
11月	515	8,774	45.4%	45.8%	165	3,152
12月	650	11,077	45.4%	50.8%	225	3,946
令和4年 1月	432	7,323	60.5%	67.4%	107	1,714
2月	518	8,691	44.2%	39.2%	176	2,981
3月	804	12,873	29.6%	21.0%	252	4,632
合計	7,149	121,651	26.1%	21.9%	2,819	53,722

### 新型コロナウイルス感染症関連制度の保証承諾実績(取扱開始日順)

(単位：件、百万円)

	取扱開始日	保証承諾件数		保証承諾金額		
		構成比	構成比	構成比	構成比	
市	経済変動対応資金 (新型コロナウイルス)	R2.2.7	244	1.0%	5,044	1.2%
全	危機関連保証	R2.3.13	40	0.2%	850	0.2%
市	横浜市新型コロナウイルス感染症 対応資金	R2.5.18	21,235	91.0%	381,925	91.2%
全	伴走支援型特別保証制度	R3.4.1	67	0.3%	1,422	0.3%
市	新型コロナウイルス 伴走支援特別資金	R3.4.1	778	3.3%	12,472	3.0%
全	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	R3.4.1	10	0.0%	335	0.1%
市	新型コロナウイルス経済変動 対応資金(飲食業特別を含む)	R3.4.1	968	4.1%	16,614	4.0%
合計		—	23,342	100.0%	418,662	100.0%

(注) 市：横浜市中企業融資制度、全：全国統一制度

(注) 取扱開始日から令和4年3月末までの累計

# 社会貢献活動

当協会では、信用保証業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

## ●横浜市立大学で出張講義を行いました

令和3年12月1日に国際商学部「コーポレート・ファイナンス(河瀬宏則准教授)」で「中小企業・小規模事業者の資金調達」と題した講義を行いました。

同大学での出張講義は令和元年度に開始し3回目となりましたが、前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンライン授業となりました。

受講した学生からは、「信用保証協会が中小企業者にとっていかに重要な存在か分かった」等の感想をいただきました。



## ●「こども『エコ活。』大作戦！2021」へ協賛しました

令和元年度より、横浜市が行う「こども『エコ活。』大作戦！」へ協賛しています。

横浜市内の小学生が夏休み期間中に省エネや食品ロス等の環境行動に取り組む事業で、その取組みを企業が応援し、協賛金が海外の環境保全活動に寄付されます。

協賛金は国連WFP協会を通じてフィリピン・ミンダナオ島での植樹活動等に活用され、ミンダナオ島の環境保全と人々の生活向上に役立てられています。



## ●「はまっ子未来カンパニープロジェクト」へ協賛しました

平成28年度より、「はまっ子未来カンパニープロジェクト」へ協賛しています。

この取組みは、横浜市教育委員会が中心となり、横浜の子どもたちが企業等の課題を主体的に考え、解決する取組みを通して、地域貢献意識等を育むことを目的としています。



## ●SDGs債(グリーンボンド、サステナビリティボンド)を購入しました

当協会は、社会貢献への取り組みとして、神奈川県が発行するグリーンボンド<sup>\*1</sup>および独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下、JRTT)が発行するサステナビリティボンド<sup>\*2</sup>を購入いたしました。

神奈川県グリーンボンドは、「神奈川県水防防災戦略」における河川・海岸・砂防に関する新たな事業資金に、JRTTサステナビリティボンドは、環境課題や社会的課題の解決に活用されるものです。

※1 グリーンボンドは、資金調達の使用が環境改善のための事業に要する資金を調達するために発行する債券です。

※2 サステナビリティボンドは、資金調達の使用が環境改善効果があること(グリーン性)および、社会的課題の解決に資するものであること(ソーシャル性)の双方を有する債券です。



## ●災害備蓄用のレスキューフーズを寄贈しました

災害備蓄用のレスキューフーズ(カレーライス・牛丼・シチュー&ライス)120個を、公益社団法人フードバンクかながわを通じて食品支援を必要としている方々へ寄贈しました。



## ●普通救命講習を受講しました

当協会では、横浜市内4か所のすべての支所にAED(自動体外除細動器)を設置しておりますが、協会内外で心肺蘇生が必要な場面に遭遇した際に対応できるよう、地域の消防署にご協力をいただき、普通救命講習を受講しました。

講習ではAEDの使用方法やダミー人形を使った心肺蘇生をはじめとした初期対応、周囲の状況確認、心臓マッサージ、人工呼吸等、傷病者を発見してからの行動を実践しました。



# SDGsに関する取組み

## SDGs宣言を行いました

当協会は、令和4年1月1日にSDGs宣言を行いました。

SDGsの達成を通じて持続可能な社会の実現が求められる昨今、当協会はSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、達成に貢献するため、様々な課題の解決に向けた取組みを積極的に推進してまいります。



## 横浜市信用保証協会 SDGs宣言

横浜市信用保証協会は「中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図り、地域経済や社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、様々な取組みを進めてまいりました。

当協会は、社会的責任と公益的使命を果たし、信用保証や経営支援をはじめとした事業活動を通じ「SDGs未来都市・横浜」の一員として、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

令和4年1月1日

横浜市信用保証協会  
会長 柏崎 誠

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 当協会のSDGsへの取組み

### 信用保証や経営支援を通じた中小企業支援

市内事業者のライフステージに応じた保証メニューにより、成長や持続的発展を資金面で支援します。また、金融機関や中小企業支援機関と連携した経営支援により、市内事業者の経営課題の解決に取組み、横浜経済の発展に貢献します。

#### 《実施している取組み》

- ▶ 創業や事業承継に関する保証制度を活用した資金調達支援。
- ▶ 創業期を乗り越えるためのフォローアップを通じた支援。
- ▶ 事業承継・引継ぎ支援センター等の中小企業支援機関と連携した事業承継の後押し。
- ▶ 中小企業診断士や公認会計士等の専門資格を持つ外部専門家の派遣や、財務診断ツールを活用して市内事業者の成長や持続的発展を支援。
- ▶ Y-SDGs 金融タスクフォースの一員として、市内事業者へのSDGsの普及、取組みの推進など、市内金融機関と連携してサポート。



### 地域との共生と持続的な発展への貢献

地元大学での中小企業金融の理解を深める場の提供やボランティア活動、地域のイベントへの協賛等を通じて、横浜市の活性化や地方創生に貢献します。

#### 《実施している取組み》

- ▶ 横浜国立大学での出張講義により、保証協会の役割や中小企業者の資金調達の実情等を発信。
- ▶ 横浜マラソンへのボランティア参加やまっす未来カンパニープロジェクトへの協賛、ビジネスグランプリへコメンテーターとして参加。
- ▶ 横浜市立図書館で創業・事業承継をテーマに、関連圖書の展示や保証協会による支援内容の紹介を通じ、創業や事業承継の理解を深める場を提供。

### 地球環境保全の推進

環境負荷低減や環境保全を目的とし、天然資源への配慮や脱炭素に向けた取組みを推進します。

#### 《実施している取組み》

- ▶ 信用保証書の電子化をはじめとしたペーパーレス化の推進。
- ▶ 印刷物にはFSC認証紙やベジタブルインキ等の環境に配慮した素材を使用。
- ▶ 冷暖房使用時の適切な室温管理、節電の推進。
- ▶ グリーンボンド・ソーシャルボンドへの投資。
- ▶ 横浜市の「Y-SDGs 認証」を取得し、持続可能な社会の実現に貢献する取組みを推進。



### 健康経営やダイバーシティの推進

役員員全員が最大限に能力を発揮し、働きがいがあり生き生きと仕事ができる職場づくりに努めるとともに、ワークライフバランスの実現を推進します。

#### 《実施している取組み》

- ▶ 休暇取得の推進やノー残業ワーク導入による時間外労働の削減。
- ▶ 時差出勤導入による働き方のダイバーシティを推進。
- ▶ 性別に関わらず育児参加ができるよう、男性職員の育児参加休暇制度を創設。
- ▶ 職員のキャリアに応じた研修や通信教育による能力開発やスキル向上。
- ▶ 普通教員講習やサービス介助基礎検定等の受講を通じ地域社会に貢献できる人材の育成。

経済

環境

社会

多様性

## Y-SDGs認証を取得しました

当協会は、この度「Y-SDGs認証 -standard- (標準)」を取得しました。

Y-SDGs認証制度とは、国連で定めている2030年のSDGs達成に向けて、横浜市内で取組む企業・団体等の事業者を、「環境」、「社会」、「ガバナンス」、「地域」の4つの分野、30項目で評価し、横浜市が認証することで事業者の更なる取組み支援に繋げることを目的とする制度です。



## 第1回 地方創生SDGs金融表彰を受賞しました

当協会が参加している「Y-SDGs金融タスクフォース」が、「地方創生SDGs金融表彰」※1の授与式で内閣府副大臣より、表彰状を授与されました。

「Y-SDGs金融タスクフォース」とは、金融機関と自治体との連携を一層強化し、自律的好循環の形成、そして脱炭素社会実現に向けた取組みを加速させていく必要があることを背景に、横浜市およびヨコハマSDGsデザインセンター並びに金融機関が連携して、「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」について対応策を検討し、課題解決に向けた具体的な取組みを推進することを目的に設立されました。

※1 地方創生SDGs金融表彰とは、持続可能なまちづくりの実現に向けて、地方公共団体と地域金融機関等が連携して地域事業者を支援する取組みを促進する観点から内閣府特命担当大臣が表彰する制度のことです。



内閣府副大臣  
赤池誠章

横浜市信用保証協会



# 経営支援の取組み

中小企業・小規模事業者のニーズにあった支援に積極的に取り組んでいます。

## ●外部専門家派遣事業

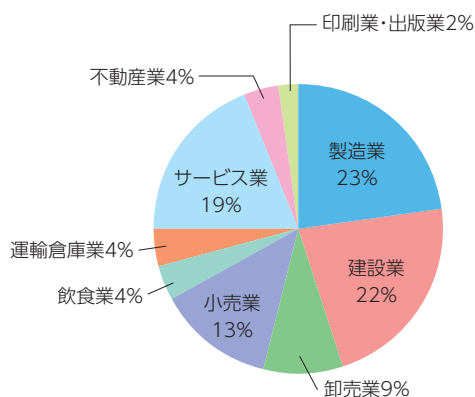
中小企業診断士等の専門家を派遣して、経営改善等の提案や経営改善等の計画策定支援を行っています。  
また、特定課題の解決のため、専門家の派遣日数1日でもご利用いただける「ターゲット支援」の取組みも  
行っています。

### 令和3年度の実績

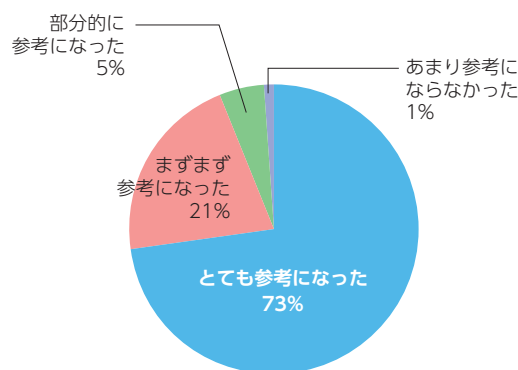
(単位：企業)

	計 画	実 績	計画比	前年比
対象企業への訪問	800	573	71.6%	458.4%
経営改善等提案(ターゲット支援含む)	150	126	84.0%	360.0%
経営改善等計画策定支援	50	69	138.0%	766.7%
既支援先フォローアップ	140	101	72.1%	91.8%

### 派遣実績 (業種)



### ご利用されたお客様の評価



## ●かながわ企業支援ネットワーク／経営サポート会議

かながわ企業支援ネットワークは、神奈川県内の金融機関、経営支援機関、国・地方公共団体等により構成され、経営改善・事業再生等のノウハウ・スキルの共有化等を行う枠組みです。

中小企業・小規模事業者、金融機関の要請に基づく経営サポート会議(バンクミーティング)も開催しています。

令和3年度 経営サポート会議 開催実績 43企業

## ●神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターへの橋渡し

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターと業務連携しており、後継者をご不在の中小企業・小規模事業者のM&Aについてのご相談等もお受けしています。

令和3年度の事業承継・引継ぎ支援センターへの紹介実績 3企業

# 広報活動

当協会のことを知っていただき、身近な存在として捉えていただくため、広報活動に積極的に取り組んでいます。

## ● ホームページ

最新の情報を紹介しています。  
当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内等を掲載しています。

当協会ホームページ



## ● LINE

保証制度の創設、国や横浜市の補助金のご案内等、当協会の最新の取り組みや経営に役立つ情報を発信しています。

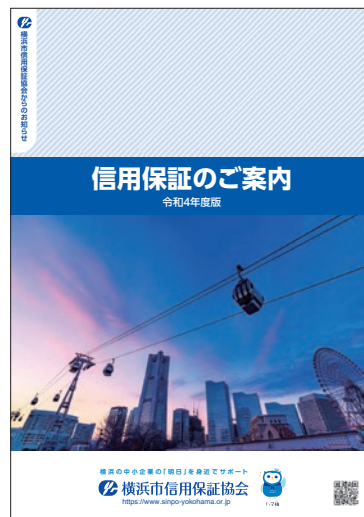
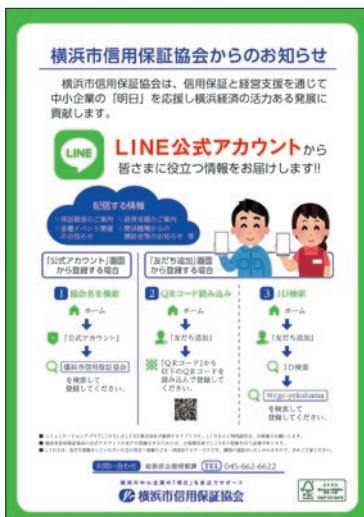
友だち登録はこちら



## ● 広報物

信用保証のご案内、経営支援事業の取り組み（お客さまの体験談）等を発行しています。

広報物のご案内ページへ



## ● 図書館での期間展示

横浜市内の各図書館において「創業（独立・起業）を考える」・「事業承継を考える」をテーマとして期間展示を実施しています。

横浜市民の皆さまに当協会の取り組みをご理解いただくために、フロアの一部に本や関連図書を配架し、当協会による支援の内容をパネルやチラシ等で紹介しています。

令和3年度から、事業でお悩みの経営者の方を対象に横浜中央図書館において経営相談会を実施しています。



ご挨拶

プロフィール

コンプライアンス

個人情報保護宣言

事業計画・評価

信用保証制度のご案内

ライフステージに応じた支援

トピックス

主な保証制度

信用保証の動向

社会貢献活動

SDGsに関する取り組み

経営支援の取り組み

広報活動

令和3年度決算

ご相談窓口のご案内

# 令和3年度決算

## ● 貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	188,594	基本財産	26,908,812,300
現金	188,594	基金	9,844,209,500
小切手	0	基金準備金	17,064,602,800
預け金	18,148,352,067	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	9,043,965,493
普通預金	743,156,518	責任準備金	3,880,265,753
通知預金	4,000,000,000	求償権償却準備金	1,527,389,113
定期預金	13,400,000,000	退職給与引当金	485,085,256
郵便貯金	5,195,549	損失補償金	0
金銭信託	0	保証債務	643,068,199,500
有価証券	42,635,357,600	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	26,199,940,000	損失補償補てん金	0
社債	16,400,000,000	借入金	0
株式	35,417,600	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	4,718,638	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	4,718,638	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	98,391,086	雑勘定	22,798,813,622
事業用不動産	86,957,559	仮受金	452,578,558
事業用動産	11,433,527	保険納付金	48,877,105
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	48,009,051
損失補償金見返	0	未経過保証料	22,179,285,565
保証債務見返	643,068,199,500	未払保険料	1,586,080
求償権	2,281,481,259	未払費用	68,477,263
譲受債権	0		
雑勘定	1,475,842,293		
仮払金	37,710,111		
保証金	0		
厚生基金	156,271,964		
連合会勘定	0		
未収利息	60,170,188		
未経過保険料	1,221,690,030		
合 計	707,712,531,037	合 計	707,712,531,037



## ● 貸借対照表の用語解説

	借 方	支 出	
	現金 預け金		
	有価証券	基本財産	株式会社の資本金に相当します。出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」により構成されています。
地方債や社債等を保有し運用しています。		収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備え収支差額の一部を積み立てています。
	動産・不動産	責任準備金	
	求償権	求償権償却準備金	
代位弁済累計額から既受領保険金等相当額を控除した額です。		退職給与引当金	
	未經過保険料	未經過保証料	受入保証料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。		未払保険料	
	その他	その他	

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表から除いてあります。

## ● 収支計算書

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
経常支出	4,501,669,087	経常収入	7,465,497,310
業務費	1,443,048,521	保証料	6,524,413,795
役職員給与	676,920,384	預け金利息	10,120,937
退職給与引当金繰入	37,803,416	有価証券利息・配当金	228,175,986
その他人件費	135,967,031	調査料	0
旅費	451,755	延滞保証料	0
事務費	342,592,431	損害金	48,678,059
賃借料	150,946,743	事務補助金	8,116,234
動産・不動産償却	7,712,126	責任共有負担金	627,692,000
信用調査費	10,454,537	雑収入	18,300,299
債権管理費	47,951,438		
指導普及費	18,840,760		
負担金	13,407,900		
借入金利息	0		
信用保険料	2,837,340,198		
責任共有負担金納付金	221,280,368		
雑支出	0		
経常収支差額	2,963,828,223		
経常外支出	8,655,458,564	経常外収入	8,482,672,186
求償権償却	3,236,357,616	償却求償権回収金	174,011,801
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	3,935,197,575
有価証券償却	0	求償権償却準備金戻入	1,483,018,121
雑勘定償却	8,188,593	求償権補てん金戻入	2,889,360,325
退職金	1,015,615	保険金	2,634,351,024
責任準備金繰入	3,880,265,753	損失補償補てん金	255,009,301
求償権償却準備金繰入	1,527,389,113	補助金	0
その他支出	2,241,874	その他収入	1,084,364
経常外収支差額	△ 172,786,378		
当期収支差額	2,791,041,845		
収支差額変動準備金繰入額	1,395,520,922		
基本財産繰入額	1,395,520,923		

## ● 収支計算書の用語解説

### 支 出

業務費	経常支出
信用保険料	
責任共有負担金納付金	

日本政策金融公庫へ支払った当年度に対応する信用保険料を計上しています。

金融機関から受領した負担金の一定割合を日本政策金融公庫に納付しています。

求償権償却	経常外支出
責任準備金繰入	
求償権償却準備金繰入	
その他	

年度末求償権のうち回収不能分や求償権補てん金相当額を計上しています。

保証債務残高の一定割合を積み立てています(洗替方式のため繰入と戻入が発生)。

経常収支差額	当期収支差額
経常外収支差額	

### 収 入

保証料	経常収入
預け金利息等	
責任共有負担金	
その他	

受入保証料のうち当年度に対応する部分を計上しています。

負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金を計上しています。

責任準備金戻入	経常外収入
求償権償却準備金戻入	
求償権補てん金戻入	
その他	

求償権の一定割合を積み立てています(洗替方式のため繰入と戻入が発生)。

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と横浜市等から受領した代位弁済補填金を計上しています。

## ● 基本財産

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍（定款倍率）となっています。このため、中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

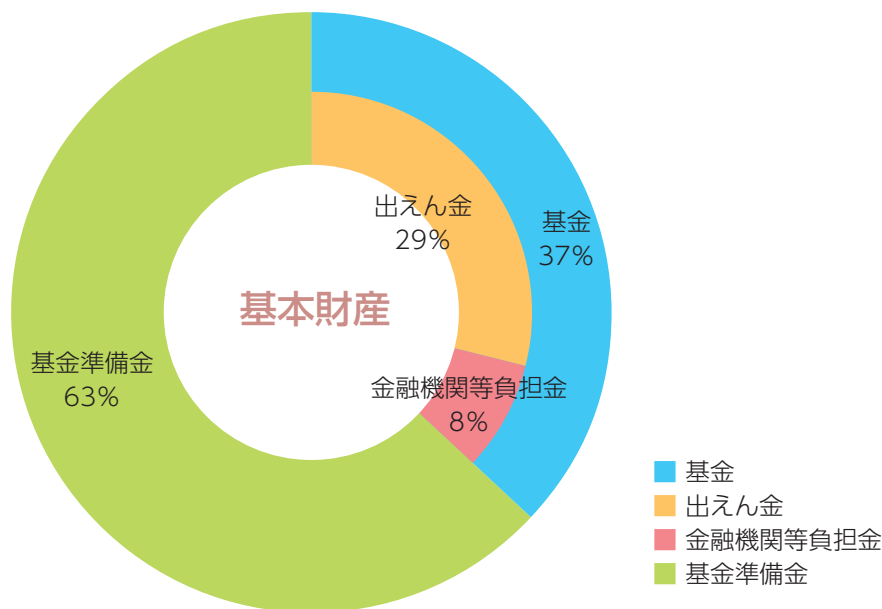
## ● 基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

①基金は、横浜市からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産	269億 9百万円
①基金	98億44百万円
出えん金	76億28百万円
金融機関等負担金	22億16百万円
②基金準備金	170億65百万円



# ご相談窓口のご案内

## 本 所

### 保証担当地区

■中区 ■磯子区

〒231-8505 中区山下町22 (山下町SSKビル9階・10階)  
 (9階) 総務部 (総務課、企画情報課)  
 TEL: 045-662-6622 FAX: 045-662-6921  
 コンプライアンス統括室  
 TEL: 045-662-6627 FAX: 045-662-6927  
 (10階) 経営支援部 経営支援室 (経営支援課、期中支援課)  
 TEL: 045-662-6624 FAX: 045-661-0519  
 経営支援部 (保証統括課、保証課)  
 TEL: 045-662-6623 FAX: 045-661-0089  
 管理部 (管理統括課)  
 TEL: 045-662-6625 FAX: 045-681-3386  
 管理部 (管理第一課、管理第二課)  
 TEL: 045-662-9927 FAX: 045-226-5122

<アクセス> みなとみらい線日本大通り駅 3番情文センター出口より徒歩約3分  
 JR関内駅 南口より徒歩約12分・JR石川町駅 中華街口より徒歩約13分  
 横浜市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩約12分



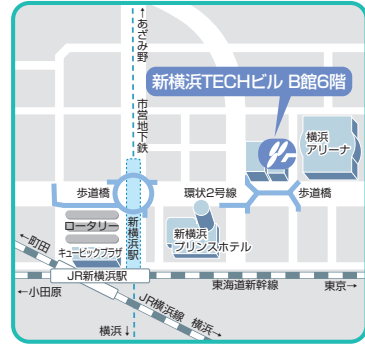
## 北 部 支 所

### 保証担当地区

■港北区 ■緑区 ■青葉区 ■都筑区

〒222-0033 港北区新横浜3-9-18 (新横浜TECHビルB館6階)  
 TEL: 045-470-5600 FAX: 045-470-7170

<アクセス> JR新横浜駅「横浜アリーナ」方面出口から徒歩約7分  
 横浜市営地下鉄新横浜駅 7番出口より徒歩約4分  
 ※相鉄・東急直通線工事の影響により一部通行ができない箇所がございます。



## 西 部 支 所

### 保証担当地区

■鶴見区 ■神奈川区 ■西区 ■保土ヶ谷区 ■旭区 ■瀬谷区

〒220-0004 西区北幸1-6-1 (横浜ファーストビル7階)  
 TEL: 045-319-5335 FAX: 045-319-5340

<アクセス> 横浜駅 西口より徒歩約3分  
 横浜市営地下鉄横浜駅 10番出口より徒歩約1分



## 南 部 支 所

### 保証担当地区

■南区 ■金沢区 ■戸塚区 ■港南区 ■栄区 ■泉区

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 (ゆめおおおかオフィスタワー 22階)  
 TEL: 045-844-6621 FAX: 045-845-0641

<アクセス> 京浜急行上大岡駅 3階改札口より徒歩約3分  
 横浜市営地下鉄上大岡駅 6番出口より徒歩約3分



当協会は本所の他、新横浜駅に北部支所、横浜駅に西部支所、上大岡駅に南部支所と4拠点体制としています。  
 窓口開設時間：9時～17時（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

ご挨拶

プロフィール

コンプライアンス

個人情報  
保護宣言

事業計画・  
評価

信用保証制度の  
ご案内

ライフステージに  
応じた支援

トピックス

主な保証制度

信用保証の  
動向

社会貢献活動

SDGsに  
関する取組み

経営支援の  
取組み

広報活動

令和3年度  
決算

ご相談窓口の  
ご案内



横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート



**横浜市信用保証協会**

<https://www.sinpo-yokohama.or.jp>



SIAAマークはISO22196法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会がドラインでの抗菌性を検証公開された製品に表示されています。



ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています  
FSC® C081701  
[www.fsc.org](http://www.fsc.org)